

# 平成17年第1回佐渡市議会定例会会議録（第4号）

平成17年3月8日（火曜日）

## 議事日程（第4号）

平成17年3月8日（火）午前10時00分開議

### 第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

#### 出席議員（54名）

1番	松本展国君	2番	大石惣一郎君
3番	本間勘太郎君	4番	中村剛一君
5番	臼杵克身君	6番	島倉武昭君
7番	木村悟君	8番	稲辺茂樹君
9番	金田淳一君	11番	山本伊之助君
13番	廣瀬擁君	14番	大谷清行君
15番	小田純一君	16番	末武栄子君
17番	小杉邦男君	18番	池田寅一君
19番	大桃一浩君	20番	中川隆一君
21番	欠員	22番	岩崎隆寿君
23番	高野庄嗣君	24番	羽入高行君
25番	中村良夫君	26番	石塚一雄君
27番	若林直樹君	28番	田中文夫君
29番	金子健治君	30番	村川四郎君
31番	高野正道君	32番	名畑清一君
33番	志和正敏君	34番	金山教勇君
35番	臼木善祥君	36番	渡邊庚二君
37番	佐藤孝君	38番	金光英晴君
39番	葛西博之君	40番	猪股文彦君
41番	川上龍一君	42番	本間千佳子君
43番	大場慶親君	44番	金子克己君
45番	本間武雄君	46番	根岸勇雄君
47番	牧野秀夫君	48番	近藤和義君
49番	熊谷実君	50番	本間勇作君
51番	祝優雄君	54番	竹内道廣君

55番	渡部幹雄君	57番	肥田利夫君
58番	加賀博昭君	59番	岩野一則君
60番	浜口鶴藏君		

欠席議員（5名）

10番	臼木優君	12番	浜田正敏君
52番	兵庫稔君	53番	梅澤雅廣君
56番	大澤祐治郎君		

地方自治法第121条の規定により出席した者

市長	高野宏一郎君	助役	大竹幸一君
総務課長	親松東一君	市民課長	清水紀治君
企画情報課長	齋藤英夫君	建設課長	佐藤一富君
水道課長	植野研一君	農林水産課長	斉藤博君
観光商工課長	斎藤正君	財政課長	浅井賀康君
社会福祉課長	熊谷英男君	環境保健課長	仲川正昭君
医療課長	木村和彦君	会計課長	粕谷達男君
農業委員会事務局長	渡辺兵三郎君	教育委員会学校教育課長	古田英明君
教育委員会生涯学習課長	松田芳正君	教育委員長	豊原久夫君
教育長	石瀬佳弘君	選挙管理委員会委員	林千隆君
選挙管理委員会事務局長	仲川敏明君	消防長	加藤侑作君
両津支所長	佐々木文昭君	相川支所長	大平三夫君
佐和田支所長	中川義弘君	新穂支所長	末武正義君
畑野支所長	宇治秀三郎君	真野支所長	逸見政義君
小木支所長	菊地賢一君	羽茂支所長	青木典茂君
赤泊支所長	中川逸郎君	代監査委員	清水一次君

事務局職員出席者

事務局長	佐々木均君	事務局次長	山田富巳夫君
------	-------	-------	--------

議事係長 中 川 雅 史 君 議 事 係 松 塚 洋 樹 君

午前10時00分 開議

○議長（浜口鶴蔵君） おはようございます。ただいまの出席議員52名、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

---

日程第1 一般質問

○議長（浜口鶴蔵君） 日程に従いまして一般質問を行います。

質問並びに答弁は簡潔にお願いいたします。

小杉邦男君の一般質問を許します。

小杉邦男君。

〔17番 小杉邦男君登壇〕

○17番（小杉邦男君） それでは、通告に従いまして、早速ですが、一般質問をいたしたいと存じます。市民を代弁をして、高野市政の施策並びに考え方について問うてまいりたいと、このように考えるところがあります。だれが聞いてもわかるような言葉で明確に答弁をいただくことをまずお願いをして質問に入りたいと存じます。

まず、第1点ですが、平成16年度の予算もさまざまな議論があるところだというふうには存じますが、提案がされたところでもあります。その予算を踏まえて市財政の現況についてまずお伺いを申し上げたい。

それから、過去の議会でも議論をいたしたところではありますが、財政については見通しがさま変わりをしたと、このように言われているところではありますが、改めて16年度の予算の現況ができ上がった段階で、この後の財政運営がどのようになるのか、そのことについてもただしてまいりたいというふうには存じます。明快な答弁をお願いを申し上げたい。

それから、2点目ではありますが、財政と裏腹の関係にある新市の建設計画ではありますが、これについても佐渡島民にある面は夢を持たせた約束をしたわけではありますが、今ほど申し上げたように、財政がさま変わりしている現況ではなかなかこうはいかないと、こういうふうになったのではないかと、こう考えているところでもあります。それで、まずは先ほど申し上げた来年度、17年度予算ができ上がったわけではありますが、この中で予定をした、特に合併特例債に充当されるどのような事業が選択をされたのか、このことについてその現況をお聞かせを願いたい。

それから2点目には、このような状況の中で今後大幅な計画の見直しが当然されるわけではありますが、その見直しについて改めてお伺いを申し上げたい。

それから次に、佐渡市にとっては喫緊の課題であると言われている高齢者の福祉の問題についてただしてまいりたい。特に私は高齢者介護について、現在の佐渡市の高齢者介護、特に施設への入所待機者が非常に多いわけでもあります。当然のことではありますが、高齢者の居住人口比率は既に佐渡市は34%を超えるという、こういう状況でありますから、ある面では当然なことではありますが、入所待機者のこの解消策をどのように考えておられるか明らかにしていただきたい。

それから2点目には、高齢者の介護は介護保険も基本的には在宅介護、このことが主になっているところではありますが、なかなかそうはいかない面があります。それで、今佐渡市でとらえている在宅介護の施

策の現状と、それからさまざまなニーズがある、それにこたえる今後の施策の充実に向けた方向についてぜひお聞かせを願いたい。

それから、介護保険が施行されて、5年を経て改めて介護制度の見直しが行われるわけであります。既に現国会においては、9月8日に政府が国会へその介護保険法の改正案を提案をいたしているところであります。このことは、介護制度を利用する該当者に私は大変な影響があるだろうと、このように考えているところであります。その介護保険の見直しの内容とこのことが介護を利用する人に与える影響、これをどのようにとらえているか、そのことをお聞かせを願いたい。

それから次に、地域審議会のあり方についてお伺いをしたい。さきの議会でも私は問うたところでありますが、どうも地域審議会は本当に住民の意向が反映されているとは考えられない。今までの議論を聞いても、そのことが十分反映しているとは考えられない。したがって、住民意向がきちんと反映するような自治的な機能を持たせると、こういうことはできないかどうか、そのことが私は必要ではないかと、こう考えるところでありますが、市長の見解をお聞かせを願いたい。

それから次に、入札についてお伺いしたい。これは今大げさに言うと全国津々浦々で入札そのもののあり方について各自治体で議論がされているのは承知のところではありますが、佐渡市においても入札について私は適正な競争機能が働いていないと断ぜざるを得ないのです。後ほど数字を挙げて申し上げたいと思いますが、この実施の方法の現状と、そしてまだ回答を聞かないでこれはどうなるかわかりませんが、当然これは今後改善が私は必要だと思ひ、そのことを今後指摘したい。この改善のあり方について考えがあったら聞かせていただきたい。

それから、今佐渡の島内は経済が冷え込んで大変な状況だと、こう言われているところであります。そして、佐渡の経済の発展の基本はやはり雇用対策だと私は思います。ですから、佐渡の雇用の現状、島内雇用の現状がどのようになっているか、その認識をまずお聞かせを願いたい。そして、雇用対策はもちろん経済的な活性化の意味も含めまして佐渡の主要な政策に位置づけなければならない。それについて市はどのような対策を考えておるかお伺いをいたしたい。

それから最後に、漁協の合併についてお伺いをいたしたい。漁協合併は、承知のように結構長い期間にわたってその話し合いが続けられた、このように承知をいたしているところであります。中身については問題はあのではないかと、このようにも危惧をいたしているところでありますが、その合併の推進の経過と現況についてまず明らかにしていただきたい。

以上7点にわたって質問をいたしました。市長の明確な答弁をお願いをして、あとは自席で再質問をいたしたい、こう思います。よろしく願い申し上げます。

○議長（浜口鶴蔵君） 小杉邦男君の一般質問に対する答弁を許します。

高野市長。

〔市長 高野宏一郎君登壇〕

○市長（高野宏一郎君） それでは、小杉議員の質問に対してお答えいたします。

佐渡市の財政状況につきましては、合併時に約束された新市建設計画あるいは各種の調整事項の実施が求められている現状から、今までの慣例にとらわれない予算編成になるように努めたところでありますけれども、国の三位一体の改革の影響を大きく受けて財政状況も大きな影響を受け、今後もそれが好転する

ということはなかなか難しいというふうに思われます。合併直後の平成16年度の一般会計予算では、総額は534億9,000万円の予算でございまして、本年度は498億円の予算額を提案したところでありますけれども、16年度当初の段階でも佐渡市の人口は約7万人、県内の市の中では第7位という人口規模であります。予算規模は第4位ということでございます。一方、平成15年度の佐渡市を含む旧市町村の決算状況を見ると、普通会計決算ベースで経常収支比率が87.1%、公債費比率が14.6%、公債負担比率が20.5%となっております。経常収支比率と公債費負担比率が今後注意を要する黄色信号が出ているわけでございます。問題は、財政力指数が0.242と極めて低いということで見られますように、自主財源の問題がありまして国、県等の依存型の財政構造であると言わざるを得ないわけでございます。佐渡市の将来を考えた場合、合併による財政優遇措置が受けられる状況の中で行財政の基盤強化に取り組んで、行政の使命であるより安いコストでよりよいサービスの提供に努めるという必要があるのは昨日の質問等にお答えもしましたし、皆様方の一定の認識あることだというふうに思います。

さらに、今後の市財政の予測でありますけれども、具体的なものとしましては財政計画等の仕様によるべきだとは思いますが、国等が財政に関する具体的な方向性が示せない状況でありまして、佐渡市自らが長期にわたる計画を策定することもなかなか難しい状況ではあるわけでありまして、しかし、そのような中でも財政状況はいつもその変化に合わせて把握をし続けるということが必要でありまして、このことから昨年皆さんにお示ししました財政計画を目標として予算を編成したところでありますけれども、今のところはそれを佐渡市の財政見通しということにとらえております。本年度も財政計画をさまざまな条件が出そろった時期を定めて予測可能な範囲で見直しをしたいというふうに考えているところであります。

お問い合わせありました新市建設計画の実施の状況についてでございます。この計画の実施状況は、平成16年度については合併特例債事業、普通建設事業合わせた事業の現時点での実施見込みが約98億6,000万円でございます。建設計画計上額174億7,000万円に対しては43.6%の減と大幅に減ざられております。財政課の見直し事業費である131億1,000万円に対しても24.8%減ということになっておるわけでありまして。内容につきましては、平成16年度に実施した主な事業は、イントラネット基盤整備事業、赤泊の特別養護老人ホーム、両津のデイサービスセンター、小木のこどもセンターなどでありまして、建設計画に対して減額となった主な内容は、消防本部庁舎、インフォメーションセンターの見直し、先送り、ケーブルテレビ整備事業の事業費減が挙げられております。

今後の計画実施の見直しについてお問い合わせがありました。平成17年度当初予算ベースでの計上額は、合併特例債事業、普通建設事業合わせて先ほども言いましたように95億9,000万でございます。建設の計画計上額225億8,000万に対して57.5%の減、財政課の見直し事業費100億5,000万に対しても4.6%の減でございます。計上されている主な事業は、ケーブルテレビの整備事業、戸籍システムの構築事業、消防分遣所の建設、新穂小学校の改築、赤泊小学校の体育館改築などが予算計上されております。

高齢者福祉についてのお問い合わせでございますが、特に施設介護でございますが、待機者については1月1日現在で一応478人ということでございまして、要介護度が4、5の人が276人でございます。施設での介護が必要になったときに入所できるように施設整備が必要であると考えますけれども、特に要介護度が4、5の方々でございますが、一方保険料へはね返すということもありますので、この影響は頭の中へ入れておかなければいけない事項でございます。被保険者の給付と負担を総合的に検討し、よりよい佐

渡市の介護保険を目指していきたいと考えておりますけれども、施設の整備についても行政だけでなく民間事業者等の参入誘致について積極的に推進していきたいというふうに考えております。

在宅介護サービスの現状につきましては、17年1月中の居宅介護サービス受給者が2,000人余りで、通所介護、短期入所、訪問介護等のサービスが利用の中心でございまして、今後ともこのサービスは重点として推進するとともに、認知症のグループホーム、ケアハウス等の整備について民間事業者の誘致も含めて進めていきたいというふうに思います。

次に、議員もおっしゃられましたように、介護保険制度の改正につきましてはこの一部改正の法案が今国会にも提案されております。改正は、予防重視型システムへの転換、施設給付の見直し、新たな介護サービス体系の確立が中心で、これらの改正の施行日は18年4月1日となっておりますが、施設入居者の居住費、食費については17年の10月1日からの施行となって、大幅な負担増というふうになると考えております。こういう意味で非常に問題があるというふうに思いますが、内容につきましては担当から説明させていただきます。

それから、地域審議会のあり方についてでございます。地域審議会につきましては、地方自治法の規定に基づく新市の長の附属機関でありまして、合併関係市町村の間で協議されて、合併関係市町村での議会議決を経て設置されたものであることをご案内のとおりでございます。その協議の中で規定しているとおり、所掌事務は市長の諮問に応じて審議し、または必要と認める事業について市長に意見を述べることでありまして、新市の施策に関してきめ細やかな住民の意見を反映していくということがねらいで設置されたものでありまして、おっしゃられた地域自治区等の地域の自治権の及ぶところを想定してはございませんので、今のところは現状の地域の意見を挙げていただくということで限定されているというふうに考えております。

それから、入札につきましてのご質問がございました。個々の内容に応じて一般競争入札、指名競争入札、随契、それぞれの方法で実施されておるわけでございますが、具体的な入札契約の事務については、合併協議における契約事務の一元化の方針から、水道企業会計を除きまして建築工事を除く設計額500万円未満のものについては庶務課で、すべての建設工事を含む設計額500万円以上については本庁財政課と工事管理室において行っているわけでございます。

特に入札の改善策ということでございますが、現在議員のおっしゃられた内容につきまして、公平性とか透明性を高めるために、予定価格の事前公表の施行等を入札契約の事務の改善に向けて担当に検討をさせているところでございます。

島内の雇用状況についてもお問い合わせがございました。島内の雇用状況の現況でございますが、ハローワーク佐渡の本年1月データによりますと、佐渡の有効求人数は366人、有効求職数は760人で有効求人倍率が0.48倍となっております。県の平均0.72倍と比較して佐渡島内は求人倍率が低い状況が続いております。まだまだ情勢厳しいというふうに認識しております。

それでは、雇用対策はどうかということでございますが、地元企業は元気でやっていただかなければいかぬわけですが、そのためには施策の中で地元企業を優先して仕事をとっていただくような仕組みをつくる、あるいは昨年からやっております観光施設への支援、あるいは今後出てきますけれども、佐渡汽船の運賃始め根本的な対策を立てることによって佐渡への運賃が安くなるということで企業が活性化すると、

それによって雇用がふえるということをねらっておりますし、企業誘致対策も考えておりまして、いろんなチャンネルを通じて企業誘致の働きかけを行っております。特に関東圏の佐渡出身者のお力をおかりするという意味でいろんな働きかけを行っていききたいというふうに考えておるところでございます。

それから、全島漁協の合併についてでございますが、佐渡島内27漁協の合併につきましては、平成14年4月に佐渡地区漁協合併研究会が設立され、各漁協の実態調査を進めながら、平成16年2月に新漁協の基本方針が策定されたわけでありまして。各漁協は、この基本方針を組合に説明し、意見、要望を取りまとめ、調整され、同年12月に基本計画の承認手続がされました。さらに調整すべきさまざまな課題もあり、引き続き検討していかなければならない事項があると思っておりますが、平成17年4月には現在の合併研究会から合併佐渡地区漁協合併推進協議会の設立が予定され、準備が進んでいるというふうに聞いております。最終的な合併は18年3月からというふうに聞いておりますが、一部漁協ではこれに対して異論があるところも出ているというふうには聞いておりますが、詳細、恐らく合併協議の中で出てくることではないかというふうに理解しております。

以上でございます。

○議長（浜口鶴蔵君） 熊谷社会福祉課長。

○社会福祉課長（熊谷英男君） それでは、私の方から介護保険法の改正の概要について市長答弁に補足をして説明いたします。

議員おっしゃりましたように、ちょうど1カ月前の2月8日に国会に改正法案が提出されておまして、今現在政令、省令が定まっております。そんな関係で国会の論戦も4月に入ってからというふうに新聞報道等がなされております。そんな状況でありますし、新しい制度というか、事業等が今全部仮称というふうな状況でありますので、私のわかる範囲でかいつまんでお答えしたいと思います。

まず、予防型重視への転換というふうに言われております。これにつきましては、要介護度が今現在5区分になっております。これを7区分に広げたい、そしてその中の要支援と要介護1の一部の方、新しい要介護1の一部の方を介護保険の方から切り離して、市町村事業としての予防型の事業を新しく起こしていきたいという構想があります。その中には、いわゆる筋トレとか食事改善とか口腔衛生とか、そんなものが含まれておるようであります。

それから、地域支援事業ということで、65歳以上の5%程度をいわゆる介護保険の健診という形で行っていききたいという構想が出ております。

それから、施設給付の見直しということで、議員ご承知と思っておりますが、今特養の入居者から食費の実費をいただく、それから居住費をいただくということで上限が設けられておりますし、それから低所得者の対策がございますが、上限でいきますと食費が4万8,000円、それから居住費が1万円上限と。それから、先ほど言いましたように、低所得者については一定の制限がございます。こういうふうに居住費の見直しにつきましては本年10月からスタバイしたいという状況のようであります。

このほかにも地域包括支援センターを新しく立ち上げるというのですが、これが正直なかなか全貌が見えていないのが実態であります。今の支援センター、佐渡市には基幹型が1、それからいろんな地域で地域型支援センターが14カ所ございます。この中で22名の職員が働いておりますが、一体この地域包括支援センターがどういう形であるかというものが今までのところ国の方でもはっきり示しておりませんし、い

ろいろ揺れ動いておるようであります。昨年秋聞きましたときには市町村1個だというふうなお話がありましたが、そのときには今合併が進んでおるので、合併のあるところについては旧市町村単位でもいいのではないかという厚労省介護保険課長の講演を聞いたことがあります。それから、最近になりまして中学校区単位に一つという、地域密着型という形で最近言われ出しておりますが、これも今のところ定かではありません。中学校でいきますと16カ所、正直私自身も最低このぐらいないとというふうに思いますが、そうした場合に果たしてマンパワーがそろうのかと。今国が示しておるのは社会福祉士、保健師、それから主任ケアマネ、こういうふうな職員配置をうたっておりますが、そうなった場合に佐渡市としてマンパワーをどうそろえていくか、それから18年度からは訪問調査を市町村が直接やりなさいと、これも正直大変な話で、これもマンパワーが絶対的に不足する、保健師なり専門職が不足する、これは佐渡だけの問題ではなくて、恐らく全国的にも悩ましいところだと思いますが、今現状は民間の社会福祉協議会や施設の方に委託をしておりますが、この部分が原則市町村でやりなさいと、これは正直大変なことになっておるなど。それから、施設整備等につきましては、地域福祉空間整備事業と、地域介護空間整備事業ということで、仮称であります。こういった交付金を創設して、従前の補助金と交付金と分けて市町村には交付金で、県には従前の補助金という形で示しておりますが、この辺も今のところまだ明快に示されておられません。よろしく願いいたします。

○議長（浜口鶴蔵君） 小杉邦男君。

○17番（小杉邦男君） それでは、1次答弁をいただいて、引き続いて質問をいたしたいと存じます。

まず、財政の関係であります。たまたま、3月5日付であります。朝日新聞が佐渡市の財政分析と言ってよろしいかどうか、されています。非常にわかりやすく分析がされて、ほぼ議会に設置をいたしました特別委員会の行財政なり新市建設委員会の資料がベースであることは間違いないと、こう思っておりますが、その指摘のそのまま記事になったと、こういうふうに理解をいたしますが、それは一定のものは前回の議会でも市長も大枠では認めざるを得ないということであった中身を改めて特集で組んだ格好であります。ここにありますのは、これは比較は合併時の計画と現在の予算との対比でありますから、これはその後修正がされていますから、それとの比較ならいいかなというふうに皆さん考えるかわかりませんが、基本的にはこれとの比較でもって今の佐渡市の状況を見るのが私も正しいだろうと、こう思っております。ここには佐渡市1年試練の荒波、財政難、計画大きく修正と強烈な言葉で、しばむ特例債事業、交付税の大幅削減が影響していると、こういうようなタイトルでもって、中身は今まで議会で議論され、私も申し上げた、そういう内容で、大きく確かに国の財政の三位一体改革が入り込んできたとはいいいながら、これを読んでみますと改めてこれを読んだ島民の皆さんもこれは何だと、こういう気持ちを恐らく持たれたと思うのです。合併の時点でもこの議論はされたのです。確かに言い方はきつくて嫌みに聞こえるかもしれないですが、旗上げをした市長の方ではそういうような話が出されなかったと思いますが、地域の説明会の議論の中でこのことは相当意見として出ていたのです。ですから、改めてさかのぼった議論をするようではありますが、ここがボタンのかけ違いの始まりなのです。こういう状況が出ますという指摘はいっぱい各地域であったのです。そのことを真剣に議論をいたさないで鼻先にぶら下がった特例債のニンジンを何としても食わなければいかぬと走りに走ったのが佐渡市の合併であったと、これが今朝日新聞が指摘をした、議会でも指摘をしている、こういう状況になっているのです。このように私たちは佐渡市の合併

を見なければいかぬと思うのです。容易ならざる事態に至ったと、こう考えなければいけないということをもまず私は指摘をいたしたい。中身については議論されていますが、もちろん市長も読んだであります。承知の上だというふうに深くは突っ込まないでおきますけれども、こういうふうには私には考える必要があります。島民も改めて合併の困難性を認識をした、俗な言い方ではありますが、だまされたと思った人が多いのではないかと私は思います。もうちょっとやはり改めて慎重にやるべきであったなど、こういうふうには思っているところでもあります。

そこで、合併特例債事業もできなくなってしまうという、こういう状況であります。ならば、財政は先ほど答弁がありましたから、そうはいつでも変更はしたけれども、変更どおりいくかどうか危ないと、こういう心配もあるというふうに答えておりますが、そのとおりだと私は思います。それは、ある面ではこれからの変動もあり得ると思います。国家予算のざまを見れば、そんなにうまくあいにいくわけはないわけです。まず、その認識がなかったところにこういう状況を招いたと私は思っています。

それで、ではこういう財政の中で、やはりそうはいつでも佐渡市は自立をしていく必要はありますから、期待をした建設計画はどうなるのか、この点に絞って私は市長答弁を求めたいと思うのです。では、財政がこういう状況になって、約束した新市の建設計画はどうなるのかというのは財政との兼ね合いだという答弁であります。ですが佐渡島民はどうなるかという関心を持って、ある面では期待を持って見ているのです。いつまでもただ流すわけにいかないのではないですか。17年度の予算はでき上がったわけです。その後続いてどうするか。これは、ピッチを上げて検討する必要があります。議会へ投げてやったから、それでいいという話ではないのではないですか。やはり市としてもこのことをきちんとどういう事業を本当に島民の立場に立ってどうしていくのか、そのことを急いで市は市の側で検討する必要があるのではないですか。議会へ投げてやったから、その答えを待つということにはならないのです。議会は、もちろん議会の立場で当然特別委員会でも議論をいたします。これは当然なことなのです。ですが、市は市として財政との兼ね合いできっちりと何年後にはこうなりますということを明確に示す必要があるのではないですか。そのことを急ぐ必要は私はあるというふうに指摘をしたい。どのように考えているか。一定の時期はやっぱり明示して、そして期待する島民にこたえる責任が私はあると思います。いかがですか。市長、答弁は難しいですね。難しいですが、答えなければいけません。

○議長（浜口鶴蔵君） 高野市長。

○市長（高野宏一郎君） 厳しいご指摘をいただいているわけですが、まずは朝日新聞の記事から適用されて、今さら合併の是非を言っても始まりませんが、当時の私は真野町の町長だったのですが、合併しなかったらどうなのだろうということは考えました、自分で。ほかの町村長も恐らくそうだろうと思うのですが。そうすると、どう見ても合併した方がよかったというのは、そういう意味での財政の積み重ねが支援が多かったということでありまして、それはわかりません。ただ、合併しない方が当時は交付税は下がらないという意見が強かったのです。しかし、国は下げると、こう言っているわけです。我々は、国の方向が、国が決めるわけですから、詳しいことはわからないけれども、国の方が正しいのだろうということで踏み出したわけですが、案の定交付税は大幅に減額になったという状況であります。これ以上はその問題については触れませんが、問題はこの後の市財政の予測と、それからその中で新市の建設計画がどういうふうに行くのだろうと、これがご質問の要点であるというふうに思います。新市建設計画は議会とも一緒

になってやっていますし、もちろん市がやっていないわけではありませんで、提出する案件といたしますが、内容については今財政計画との見直しを一生懸命調整をやっているところでございまして、少々お待ちいただきたいのですが、内容についてはかなりそれなりのつかみで詰まってきたところもありますので、財政課長に説明させます。

○議長（浜口鶴蔵君） 浅井財政課長。

○財政課長（浅井賀康君） お答えをいたします。

財政計画につきましては、合併当初と、それから平成16年度においては国の交付税改革等がありまして相当削減されました。これを受けて財政計画の見直しを行ったところであります。今後ではどういう方向にいくかということにつきましては、きのうもご答弁させていただきましたのですが、今の状況下の中では国あるいは県の状況がまだはっきりしない、さらには経済的な分野でもどういう動向で進むかもわからないというような中で、そうしたある程度の条件が整えばそれに基づいて財政計画についてもさらに見直しをしていきたいと。ただ、言えることは、現在合併によって交付税等の中に入っております合併補正につきましても16年から5年間の平成20年で一応なくなると、そういう措置はなくなると。そうしますと、交付税についても減額予算になってくると。そうすると、さらに財政的には厳しい状況が予想されるということでもあります。そうした中で、特に佐渡の場合は自主財源が少ない、その一つの要因は税収が少ないというようなことから、これも増収に向かってどういう方策がいいか、そこら辺も今後財政見通しの中では詰めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（浜口鶴蔵君） 小杉邦男君。

○17番（小杉邦男君） 今の答弁をいただいて大変だなという感をさらに深くいたしているところでありますが、いずれにしても現状は現状であります。過去のボタンの付け違いが現状を招いたことは明らかであります。私の感想から言いますと、皆さん人がよ過ぎたなど。国の財政のていたらくを見ないで、そして人よくして国の交付税削減策に乗っかって今の状況を招いたと、このことを深く反省をする必要があるということを申し上げてこの件は終わりにしたい、こう思うところであります。

それから、高齢者福祉の関係について先ほど補足の説明もいただいたところであります。このことは、高齢化率34%を超える佐渡市としては重大な問題だと私は認識をいたしているのです。それで、これも余り私も資料がないのでありますが、専門家の熊谷課長もつぶさにわからぬ要素があるという、こういう答弁でもありました。私も同様であります。私も新聞論調以上には議論が出ないのでありますが、これを見ますと、先ほど幾つか問題だと指摘をしたところ、これについてやっぱり今後佐渡市は本当に対応していく必要があるだろうと思っています。幾つか一般的な話として聞いた待機者、それから今後の施策、在宅介護の施策については現状わかりまして承知をいたします。介護保険に絞ってちょっと私は、問題点は熊谷課長も指摘をし、心配だということ言いました。同感であります。特に介護が、今後介護予算が4年度で5兆5,000億、このぐらいかかっている、これは国の経過であります。全体であります。ところが、25年度、20年後になりますが、先の話ですが、19兆円に膨らむかと、こういう予測をしているのです。それで、先ほどの議論の改正論が出てくるわけです。そして、これはどうしても利用者が当初見込みよりふえたと言ってしまうのですが、特に課長がおっしゃった要介護、それから介護1ですか、この人たちの利

用がふえているのだと私は思います。そこで、先ほどの予防問題が出てくるわけです。この人たちの予防のために外して予防事業としてやろうと、こういうことになっているのが一つの特徴だというふうに思いますが、私はこの予防事業は基本的に市の保健事業としてやるべき仕事ではないかと思うのです。ここへ介護保険の保険料を使うというのは非常に疑問を感じるのですが、これは確かにこのことによって介護保険の負担が減ってくるかなという、これはではどのくらい減るかというのは明確に厚生省も認識はしていませんが、そういうことで始まっているのですが、そのあたりは課長、どうですか。私はそういう認識なのですが、やはり市としても予防事業のあり方については介護保険か保健事業かというのは、これは意見が分かれるところですが、どういう認識を持っていますか。

○議長（浜口鶴蔵君） 熊谷社会福祉課長。

○社会福祉課長（熊谷英男君） お答えいたします。

今議員おっしゃったように、保険の事業と介護保険とは区別するべきだと、私もそのようには思います。新年度からは国の方向もそんなふうに進んでいくというふうに理解しております。

なお、介護予防の関係であります。介護保険とはまた別個に佐渡市でも独自に従前から取り組んでおります。17年度でいきますと、全島でいわゆるネーミングがそれぞれ違います。転倒予防教室とか、それから認知症予防教室とかIADL教室とか、いろんなネーミングが違いますが、それぞれ全地区で17年度275回、3,562名を一応対象者として事業に取り組むことになっております。

それから、介護保険料につきましては、今の新制度を取り入れた場合に第5期の介護保険料、平成14年度になりますが、第4期の介護保険の段階にいきますと、何もしなければ1人当たり平均4,550円の介護保険料になるが、今の新予防給付を取り入れることによって3,700円程度、佐渡市の保険料に置きかえた場合であります。このように軽減できるということで国の方では言っております。

以上です。

○議長（浜口鶴蔵君） 小杉邦男君。

○17番（小杉邦男君） それは、私もそういう新聞での知識はありますが、果たしてそうなるのかなという、こういう疑問の点を持っているところであります。それで、一番やっぱりこの中で問題なのは、先ほど言われた介護認定が初回について全部市町村がやると、こういうことになります。方向としてですが。まだ決まったわけではありません。なるだろうと思います。そうなった場合、先ほど課長が言ったように、マンパワーの問題等できちんと対応ができるのかどうか、これは関連して先ほどの地域包括支援センター、これについても先ほど言ったように、見ますとこれは中学単位ぐらいに置きたいと言っているのです。その場合に、佐渡市の今のマンパワーでは対応し切れぬと思うのです。この部分をどうするか、これは早急に見直しを立てて検討する必要があると思います。そのあたりまだ法律が通らぬから、わからぬというのではなくて、方向が出ておればその検討にもう入らなければいかぬと思うのです。そのあたりはどうですか。市長がお答えになるのかわかりませんが、課長答えますか。

○議長（浜口鶴蔵君） 熊谷社会福祉課長。

○社会福祉課長（熊谷英男君） 正直申し上げまして、今具体的な対応というか、そこまで至っておりません。大変な問題になるなという、そういう認識はありますが、正直政令、省令等が出まして、具体的な検討に速やかに取りかかっている、こんなふう考えております。

○議長（浜口鶴蔵君） 小杉邦男君。

○17番（小杉邦男君） あと一点は、重要なことはやっぱり施設給付の見直しの問題です。これは、従来は施設の入所者については家賃を取るとか、言い方は俗ですが、そういうことです。家賃を取るとか、食事サービスはこれは介護保険の保険の対象経費であって、それは個々の負担はなかったわけです。これが全部自前で皆持ちなさいと。この金額は恐らくどうでしょうか。月額食費で4万8,000円ぐらい、標準で。家賃で相部屋で1万円とかいうようなことになると、これは入所者は大変なことに私はなると思えます。そうなりますと、入所をしたいが、金のことで入れないとか、入所しているが、金の負担で出なければいかぬとか、そういうことに立ち至るのではないかという危惧を持っております。これが介護保険の中身でありますから。ですから、そういう意味では非常に問題が私は介護保険の今の改正案にはあるのではないかというふうに思っております。そして、これは私の認識誤りなければ、食費とか家賃取るとするのは全体トータルすると国の負担は420億円なのです。誤りだかわかりませんが、こんなものだと思うのです。そうだとすれば、従来どおりに介護保険できちんと見ていくというふうにし、そして必要であれば国がその部分の応分の合意をするというような格好で解決するのが正しいかと、こういうふうに思っています。これは、課長答弁できないと思しますので、こういう幾つかの点について、介護保険改正案には現状の待遇からいくと改悪だと言わざるを得ないような難しい要素が含まれている、このことを十分認識をして、佐渡市はこの介護保険の改正案に対処していく準備を当然しなければいかぬ、このことを申し上げて、恐らく聞いている市民の皆さんも介護改正というのはよくなるのだなと思っておったらどうもそうではなさそうだという認識は持ったと思うのですが、これは制度の悪口言うばかりではありません。ですが、できるだけ介護を受ける人たちが介護が受けやすいような、そういう制度として私は改善されていくことを望むものですから、指摘をしておきたいと、こういうふうに思うところであります。

それから、先へ進みたいと思いますが、地域審議会のあり方ではありますが、これは先般の議会でも私は発言をいたしたところでありますが、市長の答弁は聞きました。言われるように、自治権を反映するような格好の今機能を持った組織として位置づけられているのではないかと、そのとおりでというふうに思いますが、ですが地域の住民は、住民意向を素直に反映するのは今この場しかないのです。もちろんこれは議会が代弁するわけではありますが、すべての住民意向を代弁するわけにはいかないという守備範囲の広さがありますので、これはやはりできるだけこういうところを使って地域の住民意向を集約して政策に生かすことだと私は思います。そういう点からいうと、もうちょっと踏み込んだ機能のあり方を検討すべきだと思います。

それで、市長に聞きたいのは、制度としてはこれが一つです。それから、地方自治法では今どこかでやったところがあると思うのです。地域協議会という設置というのが考えられるのです。これは、素直に地域の住民意向を反映するという組織として位置づけがされるものがあるのではないかと思います。これも私の認識誤りで、こういうものはつくろうと思えばできるのではないかと思います。法的にはどんなものですか。だれかわかる人がおったら、企画情報課長。

○議長（浜口鶴蔵君） 齋藤企画情報課長。

○企画情報課長（齋藤英夫君） お答えをいたします。

今小杉議員のおっしゃったように、今地方自治法の一部改正によりましていつでもつくることのできる

ということになっております。合併時に地域自治区という制度を採用することもできますし、また普遍的な制度として、一般的な制度としてこの後条例でそういう地域自治区と申しますか、地域協議会を設置することが可能だというふうに認識をしております。

以上であります。

○議長（浜口鶴蔵君） 小杉邦男君。

○17番（小杉邦男君） ということであります。市長、どうですか。この制度は、やっぱり幅広く住民の意向を市政に反映する一つの場として考えられてしかるべきだと思いますが、市長、いかがですか。

○議長（浜口鶴蔵君） 高野市長。

○市長（高野宏一郎君） 当然そういうニーズがあって、地域から起き、かつまた議会が、先ほども議員が言われたように、大切な地域住民の意見代表でもございますし、それぞれの声はどう上がるか、それから議会もそれについてどういうふう考えられるか調整しながらいかないとまずいと思っております。

○議長（浜口鶴蔵君） 小杉邦男君。

○17番（小杉邦男君） ぜひ検討をお願いをいたしておきたいと、積極的に取り組んでいただきたいと思うところであります。

それでは、入札について先ほど答弁をいただいたところでありますが、少し踏み込んで、少し生々しいかわかりませんが、数字を挙げて佐渡市の入札の現状をちょっと私は見てまいりたい、こう思うところがあります。実はすべては掌握ができないのでありますけれども、16年すべてではありません。幾つかの代表的な事業についてちょっと執行状況を私が申し上げたい。恐らく島民の皆さん聞いたらあつと思うのではないかと私は思っております。

まず、一つは両津の浄化センターの工事であります。予定価格がありますね。ここを目安に入れてくれやという予定価格、これが金額は2億300万円でありました。そして、入札執行をして落札をした結果は2億円でありました。入札比率は98.52%。そして、価格差は630万円、これだけが入札差額と出ている。その他のところもちょっと数字挙げて私申し上げますが、これが今新潟市は大変な問題になりましたね。そして、結果どうなるかわかりませんが、恐らくその後の執行については相当落ちたと思うのです、入札執行比率は。言われる長野県なんかは七十何%というのがあって、これは少し工事がまともにできるかという心配もされるというようなクレームもついたりしていますが、そこまでいっているという状況があります。これ競争機能が働いたわけです。これ競争機能が働いているとは通常恐らく島民の皆さん思わないと思います。98.52%、これを85%に割り返します。通常今85%はどうかなというようなこと言われていますし、直しますと幾らで入るかといいますと、これ私の仮想の計算ですが、1億7,255万で入るようになるのです。そうしますと、入札差額は3,045万円、こういうことになるのです。どうですか、これ。そういうことになっても不思議ではないです、本当は競争機能が働いておれば。こういう実態であります。そして、これはその他の電気の関係も含めると、トータルしますと2億7,410万円の工事なのです。そして、落札が2億6,750万、そして両方合わせて平均とって97.59%、それにしてもこういう入札比率なのです。そうしますと、先ほどの話からいきますと990万円差額が出ているのです。落ちている、差額が。これ85%に直すと4,111万5,000円という金額が出るのです。これだけが競争機能が働いたらという仮定であります。これだけの市の財政負担が減るのでということが言われます。

ずっといきまして、幾つか挙げます。小木子供センターの入札執行率、予定価格2億7,100万円であり  
ます。落札価格2億7,000万円、入札比率99.63%。この高額でありながら差額は100万円です。100万円  
ですよ、これ。どうですか、これは。こういう状態です。これは建築関係に限ってです。その他電気とか機  
械設備もあります。そうしますと、それも含まれますと入札執行残は366万なのです。それで、私がさっ  
き言った85%の仮想比率で掛けますと、この工事は366万円ではなくて5,829万9,000円、佐渡市に財政で  
はね返ってきて不思議ではないのです。これが今佐渡市の実態であります。

さらにすごいのはこれです。赤泊小学校の体育館の建築工事、建築です。予定価格は2億8,600万円、  
入札落札価格は2億8,500万円、99.65%。この2億8,600万が価格差100万円です、100万円。85%で割り  
返します。そうしますと、4,290万本当は佐渡市の財政として入ってきて不思議ではないのです。これ以  
上言いません。大体そういう格好になる。

そして、幾つか私挙げました三つ、これトータルしてみます。そうしますと、これ全体で13億7,445万  
円です。そして、これが予定価格。落札が13万5,120万円。そして、率は平均98.3%、これはその他の機  
械工事も含めてです。そうしますと、これは2,325万円の金額が佐渡市へ落札をした執行残として返っ  
てきていますが、本当は85%でまた割り返します。そうしますと、2億616万7,500円、これは計算上です。  
佐渡市へ財政がはね返ってきて不思議ではない、競争機能が働いておれば。よその執行状態の比較であり  
ますが、こういうことになるのです。これは、どう考えても何かなければこんなことにならぬ。元値を知  
らなければこんな僅差の間違いは神わざだと言ってよろしいと私は思います。証拠があつての話ではあり  
ません。恐らく島民は皆さん同感だと思います。これは改善の必要がある。というのは、指名競争である  
から、その競争が働くように改善を急ぐ必要が私はあると思います。というように、今後の予算執行を含  
めて肝に銘じて私は島民のために入札執行の改善をいたすべきだと思いますが、市長、どうですか。まだ  
その前に答えることがありますか。財政。財政はいいでしょう。市長、今の状況を見ればどうすべきだかわ  
かると思いますので、教えてください。

○議長（浜口鶴蔵君） 高野市長。

○市長（高野宏一郎君） ただいまの小杉議員のお話にもありますが、あちらこちらでそういう話もある状  
態でもありますし、透明感のある入札状況に持っていき、適切な競争が導入されるように願っております  
し、そういうふうにし続けていきたいというふうに思っております。

○議長（浜口鶴蔵君） 小杉邦男君。

○17番（小杉邦男君） 頑張っていたきたいと、そういうふうに思うところであります。

それでは、雇用については先ほどの答弁でさらにやっぱり佐渡市の重要な施策として取り組んでいただ  
く、このことが佐渡市が発展する、市長も言いましたが、基本でありますので、その努力を要請をしてお  
きたいと。

それで、最後になりますが、漁協の合併の問題について残された時間ちょっとただしてまいりたいと、  
こう思うところであります。漁協合併の経過については、先ほど市長答弁にあったところであります。承  
知をいたしているところであります。それで、合併のスケジュールについては先ほどの話のとおりだとい  
うことは私も承知をいたしているところでありますが、私は中身だと思ふのです。これはだれがわかるの  
か、農水課長でしょうか。27単組が合併をするというのですが、ここの経営収支状況はどうですか、大枠

で。まず教えていただきたい。

○議長（浜口鶴蔵君） 齊藤農林水産課長。

○農林水産課長（齊藤 博君） お答えいたします。

私の聞いている範囲では、27漁協のうち五、六単組の漁協が赤字があって、合併までに何とか解決して合併にこぎつけたいという話を聞いております。

以上でございます。

○議長（浜口鶴蔵君） 小杉邦男君。

○17番（小杉邦男君） 私の聞いて、または資料で見た範囲では、このうちの7割は経営収支が、危ないとは言いませんが、非常にあつぱあつぱしていると、これは資料でもって明らかになるところであります。こういう状況の中の合併を佐渡市として一つにしようと、こういうことで佐渡市の島内として一つにしようと、こういうふうに言っているところでもあります。中身については深くは触れませんが、そういう意味からいって、単組によってはこの合併については問題ありきという意見も相当あるようです。私は、嫌みを言うようですが、佐渡市の合併と似ておるのではないかなという思いを深くしているところあります。大変な状況になったら漁協合併して一つになって何とかならぬかということで、これは私は何ともならぬのではないかという気持ちがいたします。そういう認識を持った漁業関係者いっぱいおります。ですから、私はこれは任意団体の漁協のやることでありますから、私どもがとやかく言うことではないかもわかりませんが、ただ言わなければいかぬことあるのです。もう少ししかないですが。市長、どうですか。中身については私が申し上げたとおりの大変な状況なのです。これは課長が言ったとおりであります。市長、4月1日に合併推進協議会できるのです。お聞きですね。そこへ市長が座るという話があるのですが、まずいかがですか。

○議長（浜口鶴蔵君） 高野市長。

○市長（高野宏一郎君） 実は研究会の方から話がありまして、市長はそこに協議会の会長になってほしいという話がありました。そのいきさつの中でいろいろやりとりして、私個人としてはまずいということできんざんやったのですが、このままでいくとまとまらないということをおっしゃって、一応返事はしたところなんです。

○議長（浜口鶴蔵君） 小杉邦男君。

○17番（小杉邦男君） まとまらぬところへ市長が走って行ってどうします。市長が行ったらまとまるという話は、ある面では変な言い方官の力をかりてそれ行くとまとめ役をしてもらいたいということなのです。だけれども、問題はそこのもとなる漁協がどうだかということです。そのことを私は市長はきちんと認識していると思えません。課長が答弁した、7割方が瀕死の重傷だというような状況になっている中で、それをまとめ役として買って出た。あとはどういうツケが来るか。これは、市長個人の問題ではありません。議会としても考える必要が私はあると思います。そして、しかももう一つは、このこともたださなければいかぬですが、それと表裏になるわけでしょうが、この推進協議会の事務局は市が担うのです。担うというのは、事務局は両津なのですが、事務局の親方に農水課長がなるのです。聞いていますか。

○議長（浜口鶴蔵君） 齊藤農林水産課長。

○農林水産課長（齊藤 博君） お答えいたします。

合併研究会の方から今ほど小杉議員の言われたような話がございましたが、私は受けておりませんし、農林水産課といいますか、市の方で事務局というのはちょっとまずいので、もう一度考えてもらいたいという返事をしてあります。

以上でございます。

○議長（浜口鶴蔵君） 小杉邦男君。

○17番（小杉邦男君） 賢明だと思います。それで、市長、どうですか。農水課長は、そんな危ないところは嫌だと、言い方は違いますが、中身はそうです。言っておるのだが、親方の市長はそこへのこのこ出ていくというのは、これ問題ではありませんか。私は、任意団体の漁協が合併する線は彼らの決めることです。市長が入って行って旗振って引っ張っていくという話ではありません。こんな損な役回りは私はしてはいかぬと思います。やっぱり今後議論する必要があると思います。軽々にして市長は個人の考えでよし、それではいさぎよくおられるから、おれは座るといふ話にはなりません。ぜひこれは再検討が必要だということを申し上げておきたいというふうに思うところではありますが、それでこれは本当にいっぱい問題抱えておると思うのです。特に優良な漁協もあるわけです。そこからはやっぱりクレームがつくわけです。一気に何が何でも一島一漁協ということでもとめるというようなやり方については疑問のところですよ。

それで、もっと翻りますと、ちょっと時間がありますから、私が承知している範囲で歴史を申し上げます。最初は、新潟県は県下1漁協という考え方を出したのです。そうしたら、どうなったかという、てんでんばらばらになってしまったのです。という経過があります。というのは、特に佐渡の場合には県内でも有数の相当の漁獲量を持っていると思うのです。ところが、佐渡は取引条件悪いわけです。先ほど市長も言ったけれども、佐渡汽船があったりしまして、加算部分がふえれば、それこそ言ってみれば本土へ渡って正当な競争するという条件からまず落ちるわけです。さまざまな要らぬ費用も必要だということを抱えたら大変だと。佐渡を一緒にしてはならぬという話になったことを裏から聞いております。もちろんその他の漁協についてもいろいろな議論があって、今佐渡を含めて三つの県下漁協に分けたいと、こういう案が出て、その一つが佐渡市の一島合併だと私は思うのです。そういうことです。農水課長、そうだな。そういう方向で来ているのです。ですから、うまくいけばあの時点で県下1漁協でまとまって不思議ではないはずですが、さまざまな個別の問題を協議していったらばらけたということなのです。本当は佐渡市をもっと組合員に、組合員というのは漁協の組合員ですが、組合員に資料を出して議論をすれば、ほかの方策も考えられたり、また合併するについても無理やり合併ではなくてほかの方法も考えられる、その道も選択肢としてあり得ると私は思います。ですから、何回も申し上げますが、そのような火中へクリを拾いに市長、行ってはならぬ、このことだけは申し上げたい。ですから、今後慎重に判断をしていくことを強く要請というよりは注文をつけておきたいと、このように思うところがあります。

十分な答弁を引き出すことが聞いている島民の皆さんにはできなかつたかも知れませんが、佐渡市の現状での申し上げた範囲での問題点は私は浮き彫りになったのではないかというふうに思っているところでもあります。いろいろ指摘したことについては、市長、ぜひ必要なところは取り上げて政策に生かしていただければありがたい、このように思っているところでもあります。

以上で質問終わります。どうもありがとうございました。

○議長（浜口鶴蔵君） 以上で小杉邦男君の一般質問は終わりました。

ここで休憩いたします。

午前 11時14分 休憩

---

午後 1時00分 再開

○議長（浜口鶴蔵君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

小田純一君の一般質問を許します。

小田純一君。

〔15番 小田純一君登壇〕

○15番（小田純一君） 質問に入ります前に、故加藤真議員のご冥福をお祈りいたします。

それでは、通告に従いまして順次質問を申し上げます。市長の施政方針からも環境問題に取り組む強い姿勢がうかがえます。私も持続可能な循環型社会づくりへの挑戦には賛同するという立場から、以下何点かについてお尋ねをします。

1点目は、地球温暖化防止対策です。温暖化対策は、従来の大量生産、大量消費、大量廃棄の経済活動やライフスタイルの転換を求められる極めて困難な課題です。全国的には90年代の初めから自然との共生を試みる自治体の取り組みが広がっているようです。例えば滋賀県愛東町から始まった菜の花エコ運動、休耕田に菜の花をつくり、菜種の食用油として利用、その廃油からディーゼル燃料をつくる、この過程で大気に対するCO<sub>2</sub>の収支をゼロにするという運動です。98年から始まったこの運動は、現在全国57の自治体に拡大しています。長野県の飯田市は、2010年に全世帯の30%を太陽光発電へという目標で財政支援を行っています。岩手県の葛巻町は、太陽光や風力発電、畜産バイオガス、林産バイオマス等の自然資源を活用したクリーンエネルギーのまちづくりを進めて年間50万人の見学者が訪れる相乗効果を上げています。これらのまちの特徴は、温暖化に対する行政のメッセージが具体的施策として市民にわかりやすく伝えられていることが特徴だと思えます。佐渡市も木材バイオマスエネルギーの予算化がされているようですが、今後の全体構想、これは基本条例や基本計画の策定後ということになると思えますけれども、現段階における市長の考え方についてお尋ねをします。

2点目に、トキの放鳥と1次産業との関連施策についてお尋ねします。農薬の空散については19年中止の方向で検討されているようですが、代替としての浸透性農薬の安全性、無人ヘリの作業能力から短期間の一斉防除に限界はないのか。地上散布や無人ヘリの担い手等、空散中止後の代替対策に農家不安がありますから、早期に関係機関と協議し、対応策の検討をいただきたいと思えます。また、順化施設周辺の不耕期、低農薬、有機農法を中心とした取り組みが提案をされていますが、6月議会でも質問しましたように、なぜ有機栽培やげんげん米栽培が点から面に拡大をしないのか、主要な要因は所得保障と堆肥供給量です。滋賀県が導入している減収に対する所得保障や生産調整対象からの除外等の支援に踏み切るべきと考えますが、いかがですか。

3点目に、生ごみの資源化についてお尋ねします。山形県長井市のレインボープランや埼玉県小川町の小規模プラントの例を出すまでもなく、生ごみの堆肥化とバイオガスの活用は環境保全や有機農業推進の上から避けて通れない重要な政策です。島内でも民間の取り組みが始まっていますが、年間2万トンを超える生ごみの資源としての再生を検討をいただきたい。

4点目に、推進体制についてであります。環境政策の視点からトキの放鳥も環境再生の一環であります。環境保全室で一体的な推進を図るべきであり、トキ推進室の設置は屋上屋を重ねることとなると考えますが、いかがお考えでしょうか。

次に、行政改革についてお尋ねします。合併によって大きな行政体が生まれました。まちづくりの歴史と手法が違うそれぞれの地域の住民にとっての不安は、中央集権的な行政による行政サービスの急激な変化と平準化による旧自治体の特色あるサービスが否定をされることです。この住民と行政の谷間を埋めるものの一つに、私が6月議会でも提案をしまして、午前中の同僚議員の質問にもありましたが、地域の中における自治区づくりということが重要になってくると思います。いわゆる地域審議会については、市長の認識のとおり限界があるということではありますが、これからの行政を考えた場合、例えば将来的に支所が廃止をされ、本庁が中心になるということが考えられると思います。そのときの地域の自治を担う組織という意味での地域自治区の必要性ということが今再検討されなければならない、こんなふうを考えています。中越の地震、まさに地域の役割の重要性を教えてくださいました。今までも地域自治区はNPO的な活動を地域の中で進めてまいりました。ぜひ小学校区等日常的な生活圏を単位としたこの地域自治区の組織づくりについて、午前中の答弁よりもちょうど時間を2時間ぐらい過ぎているわけですから、この間にお考えが変わったかと、こんなふうに私も思っておりますので、午前中の答弁よりも少し前向きなご答弁をいただきたい、まさに21世紀型の地域づくりというのはこの時期に検討するときにあるのではないかと、こんなふうに考えます。

次に、機構改革と公共サービスについてお尋ねします。多くの先輩議員の質問がありましたが、私なりの視点でお尋ねをいたします。この問題を考える前提として、私は次のような要件があると考えています。一つは、10通りのまちづくりや行政手法、仕事のやり方をしてきた自治体が訓練、助走もなく昨年3月1日に新市としてスタートしました。当然にして本庁や支所業務に試行錯誤が生まれることは避けられない事態であります。二つ目に、定数特例を選択した議会を含めて執行部も職員も今あるべき姿への過渡期であり、移行期であると考えます。3点目に、本庁スペースの関係から当分分庁方式と支所方式を併用せざるを得ない。4点目に、財政事情から見通しが避けられないということに一般質問でなっているようではありますが、調印行為が伴った公約である新市建設計画への市民に対する政治的な責任。5点目に、急激な行政サービスの変化を避けるため、新庁舎の建設を急がず、当面旧支所体制を生かしていくとの合併協の合意事項、これらの制約された条件下で効率的な行政運営が求められているわけであります。

そこで、本庁と支所機能について、一つは住民サービスやニーズを優先をしながら、当面支所に対応が必要なサービスは支所で行う、このことが第1点目だと思います。2点目に、職員配置に合わせた事務分担と決裁規定の見直しが必要なのではないか、行政改革推進室で検討するという説明がありましたが、支所長との十分な意思疎通、すり合わせを望むものであります。3点目に、支所長の権能の充実を検討をいただく。これらのことを通じながら住民の不安や不満にこたえていただきたい。また、合併によって生まれることが予測されていた過剰な職員数について、過員解消までの間は、今回の室設置のように、住民ニーズにこたえる新たな分野の行政サービスの拡大と委託業務の見直し等により、実質的な過剰人員の吸収を検討すべきと考えます。同時に、行政サービスの質的向上を図る職員研修システムの構築、とりわけ専門職の養成と、同時にプランナー型の職員の養成に留意をいただきたい。

次に、地域福祉についてお尋ねします。佐渡の僻地約1,000軒の高齢者の実態を調査された方のお話によりますと、60代後半が80代から90代の親を介護している、そういう介護をしている人たちに自分らしさの生活がない、地域が面倒を見ろ、家族が面倒を見ろと言っても地域全体が高齢化している、そういうところに住んでいる高齢者の皆さんの望んでいること、三つありまして、一つは健康でだれにも迷惑をかけない、自分の家で暮らしたい、二つ目が自分の足で往来できる友人や知人のいる地域で暮らしたい、三つ目が在宅介護、危機管理、緊急対策で安心できるなら家で家族に見守られて死にたい、こういう要望があるようであります。また、先日介護認定で自立というふうには認定をされた軽度の認知症のご家族から、家族が24時間一緒にいることが前提の自立である、数年ぶりの夫婦の1泊旅行を考えるのはぜいたくな夢かなという話を伺いました。本人や家族の心のケアを含めた制度のすき間から漏れる社会的な要請にこたえられる地域組織の必要を感じました。また、午前中の質疑の中で明らかになりましたように、介護保険法の見直しで要支援と要介護1の7割を超える新予防給付対象者が自治体に丸投げをされてくるということがわかりました。これら的高齢者や介護を必要とする方々の環境を考えますと、地域介護先進地のよう、空き施設を利用した小規模、多機能、地域密着型の託老所や地域の茶の間、グループホームの建設が急がれるところと考えます。佐渡の場合地域の受け皿づくりから始めなくてはなりません。行政としてヘルパーの養成、ヘルパー資格のあるボランティアの養成に加えて、地域支援事業を社協や自治体と担う受け皿組織をつくる必要があると思いますが、この受け皿として先ほど提案をした地域自治組織が考えられないかどうか、このことについてお尋ねをします。

最後に、農業政策についてお尋ねをします。2月24日の農水省の審議会のまとめた農政基本計画の柱によれば、食の安全と環境保全重視、自給率の向上と地産地消、農業の担い手として認定農業者と集落営農組織に今後は補助対象を集中をすることになっていきます。また、今国会で審議されている農業経営基盤強化促進法の改正では、農地集積の加速化と遊休農地解消対策として、自治体権限を大幅に強化し、土地所有者に5年を限度に強制貸し出しを命じたり、罰則規定のついた遊休地の草刈りを命ずる権限が盛り込まれています。このような政府の方針からも、佐渡水田ビジョンの推進が急務と考えます。国や県の補助事業を除いて市単独の担い手の育成策、補助制度、生産調整対策が新年度予算にどのように反映されているかお尋ねをいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（浜口鶴蔵君） 小田純一君の一般質問に対する答弁を許します。

高野市長。

〔市長 高野宏一郎君登壇〕

○市長（高野宏一郎君） 小田議員の質問にお答えします。非常に質問の内容が多岐にわたっておりまして、補足は各担当課にお願いすることにします。

まず、環境政策について、トキの野生放鳥やごみ処理、1次産業等に関連した環境政策の進め方でございます。言うまでもなく我々を取り巻く環境問題については、非常に我々に強く今までの生活を変えることを迫っておりまして、そういう意味でただいま環境基本条例について議会も含めていろいろご論議いただいているわけですが、その中で自然エネルギーでございますけれども、自然エネルギーにつきましても、議員もおっしゃられたようにバイオマスのエネルギーあるいは風、風力発電あるいは太陽光等

々あるわけでありませぬけれども、それぞれに佐渡に合うか合わないかのいろいろ性格の違いありまして、まだはつきり何で、あるいはどういう組み合わせでいくかというものが決まっておりますけれども、例えば風力であれば、佐渡だと恐らく1,000キロを超えるぐらいの発電量になりますと、東北電力は品質上から今のままの発電方式では買電しないと、買わないと言っております。そういう意味ではバイオマス発電あたりは比較的取り組みやすい、あるいは菜の花のディーゼル機、軽油代替品の政策なんかは比較的やりやすいのではないかとこのように思います。これも環境基本条例を皆さん方にご審議いただいた後制定をお願いしているわけですが、それができました後、徐々に佐渡にとって何が一番似つかわしいのかという選択をしていかなければいかぬのではないかとこのように思っています。

それから、ごみ処理の問題については、当然ごみも資源でございませぬので、特に生ごみの堆肥化の問題については真剣に取り組まなければいかぬのではないかとこのように思っています。ただ、小規模の場合は今までも何力所がありました。ただ、一定の規模以上になりますと、周辺に同意を必要とするとか、同意を必要としない規模であっても地域の反発が非常に強いとかいう問題が最近では起きております。行政としても、それを十分周辺にそのような被害の及ばない規模のものについては同意を得ることができるようにお手伝いをしなければいかぬのではないかとこのように考えているところであります。

それから、合併の問題に起因しまして、本庁、支所の問題につきましては、できるだけ支所体制を生かすということにございませぬ。私もできるだけそういうふうにしたいたのですが、現況でいいますと、今までの支所は今までの市町村のそれぞれの役場が小さくなったという意識でありまして、これは実際もう少し中へ入ってお互いに議論しなければいかぬわけですが、それでは議会の大部分の質問にもありましたように、行政改革とのマッチングがとれないという問題もございませぬ。これは非常に難しい問題でありますけれども、この後質問の中にありましたように、自治組織をどういうふうに育てるか。今まではそういうものがほとんどなかった状態で、突然つくれと言われてもなかなか立ち上がりに時間もかかったり、みんなの意識の中にそういうものが定着するのになかなかなじみが遅いということもございませぬ。ですから、本来であれば、支所の存在がそういうふうな自治組織の中で相互扶助のし合いをするような組織をうまく立ち上げながら、支所自体が機能あるいはそういう意味での位置づけをすぐに持っていけるかどうかということも非常に難しい問題として残るのですが、そういうふうには本当は持っていければ一番いいのではないかとこのように思っています。

今回の組織の変更も第一歩として、もう少し本庁、支所間の融合を図ろうと、議会でいろいろ言われまして本庁、支所間の断絶みたいなものは、たまたま今まで時間がないとか、そういう意味で急に広がったものですから、なかなか人脈のつながりも薄い、お互いの信頼感がまだ醸成されないうちにいろんな物事がどんどん前へ進んでいく、お互いの不信感が募ったりするということになりますので、今年度はこの組織をベースにして本庁、支所間のお互いの意思疎通、本来あるべき姿を描きながら前進していきたいというふうに思っています。当然議員もおっしゃられました委託等、18年の4月からは指定管理者制度もできてきます。できるだけ人件費を少なくしながらサービスは落とさない。その落とさないのをある意味での委託と同時に地域の自治的な組織がカバーするというふうになってほしいものだというふうに思っています。

それから、有人ヘリの防除について、ちょっと前後しますが、一応ヘリコプターによる航空防除につきましては、詳しいことはよくわかりませぬけれども、一斉に防除するということについて否定するもので

もありませんし、防除なしに現在の農業が立ち行かないということも十分よく理解しているところであります。ただ、コシヒカリBL等、いろんな環境が変化がありまして、ほかの地域では徐々に、あるいは気がついてみたらかなり大幅に有人ヘリの防除が少なくなっている現状を考えますと、佐渡産のコシヒカリのイメージのアップにも農家の方々にとっては別の意味のメリットがあるのではないかとということであろうな形になっておりますが、あくまでも農家の方々の本来あるべき農業に対する姿勢が第一でございまして、そういう意味で農家の方々の意見を聞きながらやらせていただきたいというふうに考えているところであります。ただ、おっしゃられた減収補償については、私どもちょっと勘違いしておりまして、転作の補償かなと思ったのですが、そういう意味で有機農法や、あるいは減農薬の農法による減収補償につきましては、現に新穂を中心に真野もやっておりますけれども、不耕期農法に対する減収補償、これは3年ですけれども、それは現在やっておりますし、トキの今度のケージを中心にして、数百万円の規模で、わずかでありましてけれども、これもまだ詰めができておりませんけれども、トキ周辺のそれぞれに有機栽培あるいは減農薬の補償については考えをまとめているところでございます。

それから、佐渡水田ビジョン等、国、県の政策以外にも市単独の政策もあっていいのではないかとということでございます。確かに佐渡の場合、ほかとまた別の変わっているところもございまして、本来トキもこれから放鳥しようというわけでもございまして、それを踏まえた佐渡なりの水田ビジョンがあればよろしいと思います。ただ、そこまで論が詰まっておりますので、今後の問題とさせていただきますというふうに思います。

抜けたところがあるかもしれませんが、通告されたのとかかなりちょっと前後しておりましたので、足りないところは担当課長に説明させます。

○議長（浜口鶴蔵君） 企画情報課長。

○企画情報課長（齋藤英夫君） お答えをいたします。私の方からは、先ほど小田議員の方から質問のありましたエネルギー対策の部分につきまして、それぞれの課で担当しております内容について補足の答弁をさせていただきます。

まず、企画情報課であります。私どもではクリーンエネルギーの奨励を今担当しております。現在補助事業といたしましてクリーンエネルギー活用事業を行っております。この内容につきましては、低公害車を購入された方につきましては、日本自動車研究所の補助金の30%以内に相当する額、上限50万以内であります。それにつきまして補助をするということでありまして、そのほかに住宅用の太陽光発電設備、これについては上限18万円、それから太陽熱の高度利用の設備につきましては5万円、それから小規模風力発電設備については50万円をそれぞれ限度として補助をしていこうということで今取り組みを進めております。なかなか宣伝がよろしくないものですから、まだ普及については数件しか問い合わせ等ないわけではあります。積極的にこれを宣伝をして活用していただきたいというふうに考えております。

また、平成17年度につきましては新エネルギービジョンを策定していきたいというふうに考えております。これにつきましては、国の外郭団体であります新エネルギー財団の補助を受けまして、化石燃料に頼ることのない水力発電とか、その他の資源を活用してエネルギーの生み出しができるかどうか、そのあたりを検討していくための委託料を予算の方に計上しているというところであります。

以上です。

○議長（浜口鶴蔵君） 農林水産課長。

○農林水産課長（齊藤 博君） お答えいたします。

1次産業のかかわりということで、航空防除につきましては市長の方からお話がありましたので、私の方はバイオマスエネルギーの関係で農林水産課の方で担当しております木質バイオマスエネルギー利用促進事業ということで17年度に、金額的には非常に規模が小さいのですが、ことし調査ということで佐渡緑のリサイクル協同組合、そちらの方に委託をしまして、今現在利用されておられません間伐材あるいは製材くずの有効利用、あるいは建設発生木材の再資源化というようなものをこししの予算の中で未利用木質資源の利活用ができるかどうかということで、調査をしていただきたいということで予算計上させていただいております。

それと、農業関係の方でございますが、農業ビジョンの関係で、市としまして単独で助成しているものについてという話でございましたが、今まで旧市町村で対応していたものを基本的には統一しまして、できるだけ平均的なものということで産地づくり対策、市の単独補助ということで約7,900万くらいでございます。内容につきましては、組織化、集団化の推進、振興作物の推進、それから集落内の調整の推進ということで、そのようなことで市単独の予算としましては7,900万計上させてもらっております。

以上でございます。

○議長（浜口鶴蔵君） 小田純一君。

○15番（小田純一君） 市長から、まず環境問題について今お二方の課長が答弁されました。これが私は今の佐渡の実態だと思うのです。まだ環境保全室ができませんからということだと思うのですけれども、まさに縦割りでありまして、これからぜひ環境保全室ができることによって、環境問題に関する幾つかの問題というのはすべて環境保全室が中心になって企画をしていくと、それは農業に関連することもあればそのほかに関連することも当然あるわけですから、ぜひそういう形をとっていただきたい。そういう意味で先ほど言いましたトキの推進室ですか、これはどうなのだろうかとというふうには私は考えます。当然環境保全室の中でこのことも含めてこの後の推進をしていくべきではないか、これが1点あります。

それから、環境関係であります。何点かまとめて質問します。時間の関係もあるでしょうから。それで、一つは今幾つかの取り組みがされているということですが、そのほかに例えばグリーン購入だとか、同僚議員の質問にもありましたけれども、環境ISOの認証取得の取り組みとか、学校建設に当たっての太陽光発電はどうなのか、まず市ができるようなことについて、市として具体的にどのように取り組んでいるかということについてお尋ねします。なぜかといいますと、そういう市の取り組みがあって初めて市民が環境問題に対しての市の強い姿勢ということ意識できると、こんなふう考えるからです。

3点目に、この計画策定について、いわば策定についての予算が外部委託という形で予算化されているかと思いますが、この外部委託といいますか、計画策定についてはいわば情報や基礎調査を中心に外部委託をするのか、あるいは素案まで含めた計画策定の外部委託を考えられているのか、そのところについてお尋ねをします。

それから、4点目ですが、これはお答えなくていいのですけれども、私は空散を続けると、こういう立場で申し上げているのではありません。当然空散を中止をするということについては、これは農家理解を得なければならないと、こんなふう考えています。ただし、空散を中止するについては同時に代替処置

も代替として何をするのかということについても、これは自治体として農家にこたえていくべきではないか、こんな立場で質問しておりますので、誤解のないようにしていただきたいと思ます。

以上、とりあえず環境問題について。

○議長（浜口鶴蔵君） 仲川環境保健課長。

○環境保健課長（仲川正昭君） それでは、お答えさせていただきます。

まず最初に、トキ推進室の件でございます。このことにつきましては、今年度国の関係4省庁によりまして、トキの生息環境の整備のためのマニュアルが作成されることになっております。来年度以降このマニュアルに従いまして生息環境の整備に取りかかると聞いております。このため国や県の施策との調整を図りつつ、市としても一体的に取り組む必要があることから設置をお願いするものでございます。また、これとあわせまして、市の各課にまたがります施策の調整あるいは鳥獣保護施策、市民への啓発等の活動も行っていきたいものでございます。

次に、地球温暖化対策の件でございます。このことにつきましては、京都議定書が本年の2月16日に発効したところでございます。これに伴いまして、日本は平成20年から24年の間に1990年代の水準から比較しまして6%の温室効果ガスの削減が義務づけられることとなります。地方公共団体は、平成10年に制定されました地球温暖化対策の推進に関する法律におきまして、二酸化炭素などの温室効果ガスの排出の抑制のための施策の推進と、事務及び事業者としまして排出の抑制を図るための措置を講ずるとともに、市民への取り組みの促進と情報の提供等を行うことが義務づけられるわけでございます。これに対する市の取り組みとしまして、市の事務所等から排出されます温室効果ガスの排出量の把握と削減を図るため、本年度中に率先行動計画をまとめまして、17年4月から本格的に地球温暖化対策に取り組むたいと思っております。また、このほかグリーン購入、これにつきましても141品目を定めまして、4月から効果ガスの排出等のための取り組みを推進していくこととして現在準備中でございます。

それから、環境基本計画の策定でございます。先日の予算で債務負担行為等の承認をお願いしたところでございます。本計画につきましては、環境調査あるいは基本計画の素案等の作成について委託したいものでございます。

以上でございます。

○議長（浜口鶴蔵君） 小田純一君。

○15番（小田純一君） 環境政策の策定、素案というところまでと、こういうことでありますが、ぜひ市の職員や市民もかかわっていただきたいと思います。そうでないと、いわば丸投げになってしまうのではないかと、こんな不安があります。そのことを要望しておきます。

それから、先ほどげんげん米等の取り組みについての所得保障する気はないのかと、こういう質問をしました。今年度15%の緩和策、生産調整緩和策で農協、JAが取りまとめた状況があります。総体で40町歩なのです。そのことでげんげんあるいは有機ということで踏み切る農家は今40町歩しかないのです。48、40町歩です。そのうち22町歩は新穂です。それ以外のところは6地区という状況なのです。ですから、私が申し上げているのは、まず市長、1次産業で農業というのは、27%減反というのは昨年の台風被害と同じような所得被害が毎年続いているのです。そういう毎年続いている状況の中で、このいわば減農薬や有機栽培と取り組むということになりますと、計算しますと、減反があるということの計算ですよ。しま

すと所得にすると10アール当たり10万円切るので。こういう状況なのです。ですから、減反を完全に緩和をするのか、あるいは今言った所得保障をするのかということでない限りこの面積は私はふえないと思うのです。

もう一つ言いたいのは、トキの周辺、これに限るような感じといたしますか、市の姿勢を感じるのですけれども、今そうではなくて環境という面で考えた場合には、これはトキの放鳥する周辺ではなくて、まさに全島的な取り組みとしてこのことを市として農民に発信をしていかないと、なかなかこれは前進をしないことになるのではないかと。そういう意味でぜひそのことについて市長の考え方をお聞きしたいと思えます。

同時に環境政策をこれから進めていくということは、大変コストがかかるということなのです。ですから、今言ったように温暖化を抑制して、未来の環境に対する投資をするという意味で、市長にそれだけの財政的な支援あるいは財政的に負担がかかるということについての覚悟があるのかどうか、このことについて市長からご答弁をお願いします。

○議長（浜口鶴蔵君） 高野市長。

○市長（高野宏一郎君） ただいまの議員の質問にお答えしたいと思います。

二つあると思うのです。最初は、減反の補償をするのかと、減反の問題について問われましたけれども、これは基本的にはやはり減反することによって利益を得られる農家の方々という位置づけでありますので、減反の補償については今のところは考えておりません。

ただ、げんげん米の補償については、我々は佐渡がそういう意味で最終的には農家が利益を得るにしても、最初の導入部分としてはやっぱりやった方がいいのではないかとこのように私自身は思っているところであります。現にそういう形でトキのケージ周辺以外にも、わずかですけれども、やっているということもありますし、そういうふうを考えます。ただ、覚悟のほどと言われますが、やはり財政的な問題とのバランスもございまして、覚悟だけでお金は出せないということも現実の問題としてあるわけございまして、そのところご理解いただきたいというふうに思えます。

○議長（浜口鶴蔵君） 小田純一君。

○15番（小田純一君） 財政の関係もあってということでもあります。市長誤解しているようですが、私申し上げたのは、減反の部分についてという意味ではないのです。そういうふうなことがある、だからこういう栽培をする皆さんについては、まさに生産調整の緩和策で対象外にしたらどうかと、こういうふうに申し上げているのですから、ぜひ誤解のないようにしていただきたいと思えます。

ということで、今お聞きすると環境条例、それから環境基本条例あるいは環境計画がこの後できてくるわけですが、そういう意味でちょっと失望しました。それくらいの覚悟でまさにスローガン、キャッチフレーズの域を少し出る程度でしか考えていないのか、もう少しやっぱり市長のこの問題に取り組む大きな覚悟というのが背景にあるべきではないかということをお申し上げて、次に、時間の関係もありますから、行政改革の関係で先ほどもう少し前へ出た答弁ございませぬかと、こういうふうに申し上げましたが、実は昨年暮れに畑野地区の区長会というのが任意でできました。これは、畑野地区の13の区長さんがまさに支所機能や行政サービスの低下ということの危機感と、やはりこれから地域の中における自治区の役割は、あるいは行政と一緒に何ができるのかという、こういう前向きな面も含めて対応するための

組織ができたのです。ですから、私は先ほど言いました地域自治区というのは、こういう組織がせっかくできているわけですから、こういう組織と一緒にあって、例えば地域防災計画を立てていただくとか、あるいはこれから話しします地域福祉計画を立ててもらおうとか、あるいは地域に環境の関係についてもその地域における環境対策について検討していただくというようなことからまず始めていただいて、そういう行動の中で自治区づくりというものを考えられないのかどうか、これがこれから将来的に支所が縮小されていく段階で非常に行政にとっても重要な組織として位置づけられてくるのではないかと、こういうことを申し上げているわけであります。ぜひこのところはもうちょっと前向きなといいますか、お昼前よりも一歩も二歩も前へ出た回答をもう一度お願いします。

○議長（浜口鶴蔵君） 高野市長。

○市長（高野宏一郎君） ただいまお伺いしますと、地域のそういうふうな取り組みを既に組織としてもできつつあるところもあるというわけでございますので、できるだけ支援をしていきたいというふうに思っています。本来やっぱり理想的には企画や、あるいは計画、企画を中心にした本庁と支所がそれぞれの柔軟な手足になって協調体制をとるとというのが一番いいわけですし、さらにその地域自体が自らで治めるという意欲を持っていただくのが理想的でございますので、少しでもそちらの方へ近づけるように努力をしたいと思えます。

○議長（浜口鶴蔵君） 小田純一君。

○15番（小田純一君） この問題については、もう一つの投書をご紹介しまして終わりにしたいと思います。2月15日付の新潟日報の市民リレーエッセーというところにあった投書です。「佐渡市が発足して間もなく1年になる。合併してよかったかどうか急な評価は避けるべきだが、佐渡市になって市役所の対応が官僚的になったとか不便になったという声は随分聞く」、ずっと中略します。一番最後の方です。「一つには、右にも書いたが、市職員の意識改革、これがまず第一である。二つ目は、現場の実情を知っているポストにある程度の決裁権限を与えようということ。でないとスピーディーで効率的な行政運営はできない。実情を知らない人間が一々文書を起案したり判こをもらいに回ることがどんなにむだなことか、民間出身で経済人でもある高野市長ならおわかりだろう。ところが、実際には市民との接点になる支所や出張所の権限が削減され、本庁への中央集権が進んでいる。稟議、判こ、たらい回し、権威主義、お役所仕事の退治に高野市長の指導力を期待する」というのがあります。これは市民の声ですが、このことについてまず高野市長はどのようにこういうふうに言われた場合考えるかということと、先ほど私が申し上げました外部委託をしているものの見直しというのは、さらに外部委託という意味ではないのです。外部委託をしている仕事の中で、今過員だと言われている職員がかわりにやることのできるものはないのかと。そういう意味では過員が、委託料が減って今いる職員が対応できる仕事があるのではないか、そのこともあわせて検討してみたらどうですかと、こういう意味で申し上げます。

○議長（浜口鶴蔵君） 高野市長。

○市長（高野宏一郎君） ただいまのお話でちょっと私も誤解していたわけでありますけれども、そういう意味では誤解したのと、もう一つはやはり現場が昨年といいますか、今まで1年間はしっかり見えていなかったということがございます。体制がしっかりし次第地域との現状、ありようを十分この目で見させていただいてやらせていただければというふうに思いますし、現に本来であれば十分できるはずのそれぞれ

訓練を受けた人たちであるわけなので、問題はやっぱり不信感あるいはそれぞれの情報が来ていないとか、なれていないとかいうことに起因するのだろうかというふうに認識していますので、よろしくお願いします。

○議長（浜口鶴蔵君） 小田純一君。

○15番（小田純一君） それでは、地域福祉についてであります。先ほど言いましたように、これから後の地域福祉というのを考えますと、今申し上げた地域の自治区というものを一つどこかの念頭に置きながら地域支援センター、これが中核としてどのような役割を果たすのか、まだ役割がはっきりしていない。だという状況であるとすれば、やはり当面は自治体が中核になって地域の今言った自治組織と、それから社協やボランティア団体、NPOとつないでいく役割を果たすべきだろうと、こんなふうに考えています。そういうふうな仕事をするのであれば、今の社会福祉課の職員ではなかなか大変だろう。ですから、これは支所も本庁も含めてそういう意味での支援室というものも設置が必要というふうに考えますが、これは課長というよりも市長の考え方についてお尋ねします。

○議長（浜口鶴蔵君） 高野市長。

○市長（高野宏一郎君） そういうことも含めて実際の組織、今の組織といえますか、組織の改編があるわけでごさいます、今まではそれを考えるだけの時間とゆとりが全くなかったということでごさいます。そういう意味で、すぐどういう組織がいいのか悪いのかと言う前に、もう少しゆとりを持って企画ができるような仕組みをつくりたいというのが本当でごさいます。早晩そういうふうな組織が適当であるということであれば、ぜひそちらの方を充実させていくということに異論はございませんので、よろしくお願いします。

○議長（浜口鶴蔵君） 小田純一君。

○15番（小田純一君） それでは、農業政策について若干お伺いします。これも市長、今の福祉の支援室と同じなのですけれども、1月に吉川町、今は上越市になっています、ここで集落営農組織の行く末の状況というのを伺ってきました。吉川町は、支援室を設置しているのです。3人の職員をまさにそこに専属させている。その3人の支援室で1年間に約21の集落を回ったのです。全く例えば機械化集団とかそういう集団組織がないところを2カ所を含めて1年間に8カ所の集落営農組織等法人化に成功しているのです。これは15年実績でありまして、16年度も引き続き残った集落について歩いているわけです。先ほど市長は佐渡の水田ビジョン、これは去年つくられてあるのです。ですから、既に水田ビジョンはできているわけですから、ですからその水田ビジョンに従ってこれからの佐渡市の農業政策を進めるとすれば、そういうこれから集落営農を政府も認めて、このことが認定農業者とあわせて農村を担う一つの組織と認めたいわけですから、ぜひ吉川町の例のように支援室を設けながら、これまた私は支所にも要と思うのです、本庁と支所に。ですから、そういう体制づくりということも必要なのではないかと。先ほど言いましたように、これもこの後検討ということなのでしょうが、ぜひこれは検討いただきたいということでもあります。

それから、生産調整の市の単独補助について一言だけ申し上げておきます。これがどういう方向に市が進もうとしているのか見えないわけです。ですから、私はまさにばらまきではなくて、今事務的な要素を含めて集落にこの取りまとめということでの補助金が出ているのですけれども、これからはそういうところに補助金を使うのではなくて、市の単独助成をすればぜひ実際に転作をする、実際に組織化をする、そういうところにやっぱりこれは傾斜をするべき、こんなふうに考えていますが、このことについて

お答えをお願いしたいと思います。

一番最初のは、これやっぱり市長から、同じ答えだと思いましたが、市長から。2点目は農水課長。

○議長（浜口鶴蔵君） 高野市長。

○市長（高野宏一郎君） 水田ビジョンについて、勘違いしておりましたので、おわびします。

それから、集落営農につきましては議員がおっしゃったとおりだと思いますので、前向きに進めたいと思いますが、そのところで支援センターみたいなをすぐつくれるかどうかについても検討してまいります。後段部につきましては課長にやらせます。

○議長（浜口鶴蔵君） 齊藤農林水産課長。

○農林水産課長（齊藤 博君） お答えいたします。

今ほどの質問の中でばらまき予算であるから、まとめてという話でございましたが、今までの経緯でいきますと、9現在の支所単位ですべて集落をまとめてすぐに今までとがらっと変えてというのはなかなか難しい問題がありますので、この後できるだけ今ほど議員の言われた方向に進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（浜口鶴蔵君） 小田純一君。

○15番（小田純一君） それでは、最後にしたいと思います。9月議会で今市のこういう組織についての単独助成について、市長は前向きにというよりも、生き残りをかけるために十分検討できるという回答をいただいています。ですから、それがまさに十分検討できるという回答が先送りになっているようですので、ぜひともこの後実現をしていただきたいと思えます。

議会運営委員会で同僚議員からまさに一般質問も含めて議会をスピード化を図るために30分ぐらいを限度と、ちょっと過ぎましたけれども、30分ぐらいの一般質問の限度ということでお互いに考えていこうという提案をされて、私も賛成しました。そういう立場で大変約束を破ってしまいましたけれども、30分というのを区切りで終わりにしたいと思います。大変ありがとうございました。

○議長（浜口鶴蔵君） 以上で小田純一君の一般質問は終わりました。

次に、中村良夫君の一般質問を許します。

〔25番 中村良夫君登壇〕

○25番（中村良夫君） 日本共産党の中村良夫です。一般質問の冒頭に当たり、加藤議員に謹んで哀悼の意を表します。

それでは、一般質問始めます。国の新年度予算と本市当初予算について。日本経済の景気回復の兆しにもかかわらず依然として消費不況が続き、私たちの実生活からは景気回復を実感できません。国の新年度予算案は、所得税、住民税の定率減税の半減を皮切りとする本格的な増税路線に足を踏み出しました。政府の税制改正案や予算案に対してマスコミ各紙は、毎日では本格増税路線に、産経、国民負担増鮮明にと、朝日では老いも若きも負担増、日報、緊縮継続、負担は拡大、そして弱者に痛みを続く、しんぶん赤旗では増税に踏み出すなどと報じました。各紙がこういった一斉に増税路線への踏み込みを指摘した点にこの予算案の最大の特徴がはっきり示されています。また、予算案は18年度までの三位一体改革の全体像が明らかとなり、それを反映した内容となったことも重要な特徴であります。

このことが景気と経済にどう影響を及ぼすか。経済を本格的な回復の軌道に乗せるには、経済の6

割弱を占めるのは個人消費、家計消費であり、この消費が力強く、持続的な回復の軌道に乗って初めて景気の回復が本物になる。問題は、その家計消費を持続的な回復の軌道に乗せるために今何が必要かという問題であります。本市では、昨年台風被害の影響により農林水産などに大きな被害をもたらし、また地震による風評被害、そして雇用、失業、そして正社員の数をどんどん減らしてパート、アルバイトなどに置きかえ、家計所得が減っている状況であります。内閣府が昨年12月に発表した日本経済2004年という持続的成長の可能性とリスクというレポートでは、ここで繰り返し強調されているのは、今後消費が持続的に回復していくためには所得の回復がかぎであると、これが繰り返し述べられています。したがって、所得減の中で家計所得が減るもとの増税、負担増を進めていけば、暮らしも経済も壊す計画になってしまいますし、本市もそうであります。合併1年目の本市当初予算、佐渡市の大きな目標である小規模町村では、少子高齢化に対応できないからと、一層のサービスの充実を図るため、市民の願いもむだを省きましてこれまで以上のサービスなどがよくなるようにであります。合併してもこれまでと大きく変わることはないし、学校や支所は残るとしてきた。そして、支所は合併後8年以降に検討することになっていたと。しかし、厳しい財政状況の折、合理化や経費削減のために支所、保育園、学校、学区見直しと職員の人減らしなどを急ぐべきという意見があります。しかし、先ほど言ったように、市の大きな目標と市民の願いがあります。財政難を理由に身近な公共的施設の学校や保育園などの合理化だけが進められたのでは、合併前の約束や市民の期待を裏切ることになるのではないのでしょうか。財政難だからこそ、市民の切実な願い、そして期待をということが大事であります。きちっとした最優先順位を見きわめた取り組みこそ必要であると考えます。そこで、お伺いします。本市の福祉、教育、暮らしについての考え方についてお伺いします。

次にですね。介護保険5年目の制度見直しに当たっての考え方について。介護保険は、5年目の制度見直しに当たって政府は今国会に本案を提出されています。そこで検討されている内容は、介護への国の財政支出を抑制するために、高齢者のサービスを制限して、国民負担を一層ふやすという介護保険制度であります。見直しで何がどう変わるのかということですが、第1に在宅介護サービスの利用を制限しまして、多くの高齢者から生活の支えとなっているホームヘルパーなどの介護サービスを取り上げようとしています。政府は、まともな根拠も示さずにサービス利用がかえって本人の能力、実現を妨げているなどと言って、要支援、そして要介護1の人への介護サービスを切り捨てようとしています。実際にはきちんと介護を受けている人の方が状態が悪化しないというのが現場の共通した声であります。必要な介護サービスを取り上げることは、高齢者の生活と人権を踏みにじるものであります。

そして第2に、介護サービス利用料の大幅な値上げであります。現行の1割負担を2割あるいは3割負担に引き上げることさえ検討しております。また、ホテルコスト、いわゆる居住費などの徴収という名目で特別養護老人ホームなどの利用料の大幅値上げも検討されています。特養ホームでは月額で3万円から8万円程度値上げし、相部屋でも8万7,000円、個室で13万4,000円にするという試算も出しています。これでは月6万6,000円の国民年金の満額受給者でも特養ホーム入所は困難になってしまいます。

第3に、20歳から介護保険料を徴収し、それに伴って介護保険と障害者の支援費制度を統合することも検討されています。安易な負担増は今の経済情勢からも、20歳から39歳という負担増の対象となる若い世代の雇用と収入が不安定になっていることから、滞納や制度の空洞化すら招きかねず、やるべきではあ

りません。そして、障害者にもサービス水準の低下や負担増を押しつけることとなります。政府が統合を言い出したのは、障害者のためではなくて、20歳から介護保険料を徴収する大義名分にしようということではありません。

第4に、介護保険導入以来特別対策として行ってきた施設と在宅サービスの所得者対策を今月の3月31日で打ち切る計画であります。訪問介護サービスは、現行6%の負担が10%になります。1日2時間の訪問介護を週5日利用する場合は、現行では月約9,800円の負担ですが、10%になると負担額は月1万6,000円となり、月6,300円の負担増となります。特養ホームの利用料値上げや介護保険発足前から入所している自立要支援の人の継続入所の廃止は、行く当てもないままに特養ホームを追い出される人を生み出しかねません。こんなことは絶対に許されないことです。政府は、こんな改悪を合理化するために、多くの高齢者が大して必要でもないサービスを介護保険で利用しているかのようなことまで言っています。しかし、介護保険の現状は、在宅サービスでは利用限度額に対する平均利用率がわずか4割程度にとどまり、要介護認定を受けながらサービスを一切利用していない人も全国で86万人を超えています。本市では929名とお聞きしておりますけれども、今でさえ低所得者を中心に利用料負担が重いために必要と認定された介護サービスを我慢せざるを得ない状況が広く存在しているのです。少ない年金からも保険料が天引きされながら必要と認定されたサービスを受けられないということは、社会保険制度の根本にかかわる問題であります。介護保険をなるべく利用させないようにするという政府がねらう改悪は、この矛盾を一層激化させて、介護に対する願いに真っ向から反するものであります。今回の見直しは、国レベルで行われる初めての制度見直しであります。介護保険実施後を踏まえてより安心できる介護制度にするため、問題の改善に取り組むことこそ今政府のやるべきことと、あわせて本市に早急に利用者が困らないように対応を考えていただきたいと思えます。

そこで、介護保険の見直すべき課題はどこにあるのか。第1に、利用負担が重いために必要な介護サービスを受けられないという状況が広く存在していることです。多くの高齢者が介護と必要に応じてではなく、幾ら払えるのかによって受けるサービスの内容を決めざるを得ない状態です。内閣府経済社会総合研究所の研究者すら1割の自己負担が外部の介護サービスへの需要を減少させて、結果として家族に介護を強いていると指摘しているほどであります。

第2に、保険料の値上げが繰り返され、重い負担になることも深刻であります。全国の自治体の介護保険料は、昨年平均して13.1%値上げとなりました。その上厚生労働省、以下厚労省は7年後には月額5,000円から6,000円にもなると試算しています。介護サービスの量を拡充したり、サービスの質の確保のために介護報酬を充実すると高齢者の保険料、利用料も引き上がるという深刻な問題があるからです。そのために、ただでさえ遅れている基盤整備をためらう自治体も少なくありません。

第3に、こうした中で施設不足も深刻になっていきます。この間で特養ホームへの入所待機者が各地で倍増しており、全国で32万人を超えて、現在の特養ホームの総定員数に匹敵する規模になっていきます。本市では、特養ホームへの入所待機者478名と言われておりますけれども、こうした介護保険の構造的欠陥とも言える問題をただして、高齢者が必要な介護サービスを受けられるようにしていくことこそ今回の見直しに求められているところです。このように介護保険の利用を制限し、年金生活ではとても負担できないような利用料を押しつけようとするのは、こうした問題をさらに深刻にするだけです。

そこで、お伺いします。介護保険5年目の制度見直しに当たっての本市の対応と考え方についてお伺いします。今回あわせて私の方から高齢者が安心して利用できる制度にしていくために、見直しに当たっての何点か提案を準備していましたが、省略します。

次に、国民健康保険税の考え方について。国の平成17年度の医療費国庫負担額は8兆723億円、16年度8兆1,238億円、1.0%減です。総額が減ったのは、三位一体改革により国民健康保険の国の負担を都道府県に置きかえたためです。都道府県負担導入に伴い約6,850億円の税源移譲が行われます。新たな都道府県負担は、都道府県財政調整交付金の導入分としての給付の7%、17年度は経過措置として5%、保険基盤安定制度の都道府県負担を4分の1から4分の3に変更する費用であります。国保給付費に占める国の負担は50%から43%に減少します。厚労省は、都道府県が交付金を使って市町村の保険料格差をなくして国保の公費化に進む一歩と位置づけ、将来的な都道府県単位での運営を展望しています。高過ぎる保険料を下げるために公費負担をふやすことこそ必要ではないかと思いますが、そこで本市の国保税の考え方についてお伺いします。

次に、福祉サービスを利用する障害者の負担について。障害者自立支援給付法案の考え方についてです。政府は2月10日、障害者が福祉サービスを利用する際1割負担を求めることなどを盛り込んだ障害者自立支援給付法案を国会に提出しました。政府は、5年前自分でサービスを選択できるとして、負担は所得水準に応じた応能負担という考え方で支援費制度を導入しました。しかし、政府はたった5年で約束を破りまして、応益負担ということで、利用するサービス量がふえるほど自己負担を高くしていく方式に切りかえようとしています。そして、1割の応益負担を導入することにより、介護保険との統合に道を開こうとしています。1割負担となれば、福祉サービスを利用する障害者にとって極めて重大な影響を与えるものです。

例えば現行の支援費制度では、自己負担額は所得に応じた負担となっているため、ホームヘルプサービス、訪問介護ですね、これに関して住民税非課税の人までは無料でした。実際95%の人が費用負担なしでサービスを受けることができました。厚労省は、現行では実質1%ぐらいとしており、それからするならば10倍の負担増となります。また、厚労省資料によりますと、ホームヘルプサービス、本市では30名の方が利用されておりますけれども、現行利用負担約1,000円、これが改悪されますと約4,000円であります。通所施設、本市では49名の利用の方がいますけれども、現行利用者負担約1,000円、これは改悪後約1万9,000円。2006年から3年間の経過措置でありますけれども。それから、入所施設120名、現行利用者負担は約1万1,000円ですけれども、これが改悪されますと約3万円です。こういったような大幅な負担増が示されています。

法案では、1割負担の実施を来年1月からとしています。このほか通所施設の食費の負担が加わり、1割の自己負担が求められ、公費負担の医療にも患者負担の増額が検討されています。特に公費負担の医療の見直しはことしの10月から行われる予定であります。内容は、精神障害者の通院医療、障害者の更生医療、育成医療に定率負担を導入するというもので、現行では住民税非課税の人が無料になっている更生、育成医療の患者さんがこの改悪で月2,500円から5,000円の医療費負担となります。また、食費負担まで求めるというものであります。応益負担の導入は、負担増に加えてサービス抑制につながる重大な改悪であると考えます。そこで、本市の対応と考え方についてお伺いします。

次に、通告にあります、三位一体の改革について、本市の考え方についてお伺いします。

最後になりますが、指定管理者制度についてです。現在18年度から導入に向け、市の公の施設について指定管理者制度の導入の検討が進められていると思われませんが、この指定管理者制度は市民の方々が日常直接利活用する施設であり、対象となる施設の数が非常に多いだけに独立行政法人化の問題以上に市民にとっては重要で、かつ緊急を要する問題であります。本市は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を担う、地方自治法1条2であります。このことを求められています。そのためには、市は公の施設を設置して広く住民の利用に供するとともに、設置主体である市がその管理を直接行うことが原則とされています。ただ、例外として政令で定める出資法人に限り管理委託することが認められていました。しかし、平成15年6月の地方自治法の一部改正、法律第81号によって、従来の管理の委託制度にかわって法人、その他団体であって当該普通地方公共団体が指定する者、これを指定管理者という、に管理を行わせることが規制緩和として認められました。緩和の一つは、従来できなかった株式会社など営利法人やNPO法人、さらには法人格も有しない民間団体にまで門戸を開放したことです。二つ目に、緩和は単なる業務の委託ではなく、管理と称して施設全体の維持管理や行政処分などこれまで自治体が行ってきた業務まで任せることです。いわゆる公の施設の管理運営まで収益事業の対象になったと言われるところです。

18年度までに市の公の施設について指定管理者制度に移行の検討が進められていると思われませんが、一つは今まで直営で行っていた施設を指定管理者制度へ移行するのかどうか、二つは自治体出資の公益法人などに委託していた施設を18年度から指定管理者制度に移行する、そのための準備が進められていると思われ。この指定管理者制度は、市民にとって極めて重要な問題です。一たん営利目的の民間企業に任せてしまえば、営利追求のために利用料金が上がったり、サービス低下したりする危険性があります。今まで委託していた公共団体や出資法人の整理、解散といった問題に発展し、職員のリストラなど重要な問題に発展しかねない重大な問題を抱えています。

そこで、お伺いします。本市ではどのように進められているのか、移行されるとしたら地域住民へのサービスはどうなるのか、また今までの組織、職員はどうなるのか、そして条例化に当たっての対応についてお伺いします。

以上ですが、市長に一言。中村さん2人いますので、中村良夫議員にとおっしゃっていただきたいと思。います。

これで1回目の質問を終わります。

○議長（浜口鶴蔵君） 中村良夫君の一般質問に対する答弁を許します。

高野市長。

〔市長 高野宏一郎君登壇〕

○市長（高野宏一郎君） 中村良夫議員の質問にお答えいたします。

福祉、教育、暮らしの考え方について、これは社会福祉関係、市民課関係、学校教育課関係入りまじっておりますので、それぞれ足りないところは各課長に補足説明をさせていきたいというふうに思います。本市においては、昨年の災害、地震関連における市民生活への影響は非常に大きいものがあるわけですが、これらのことに配慮しながら、合併効果の反映重点施策、事項等にめり張りをつけながら予算編成を行ったところであります。福祉につきましても、子育て支援やこれまで遅れていた障害者福祉に意を

注いだところであります。教育関連では、基礎学力の向上や創造性に富んだたくましさを持たせる教育を進めるため、ソフト面と環境整備の両面で計画を盛り込んだ予算としました。市民生活に関連する保護者の負担面では、特に変わることはありませんが、通学関係で一定の支援をしているほか、生活面で真に困窮する世帯に対しては、要保護、準要保護就学援助制度があります。税に関してであります。合併前の固定資産税の税率につきましては、旧市町村でそれぞれ標準課税を採用していたところ、制限税率を採用していたところ等税率がまちまちでございましたが、佐渡市になってからは市民の負担についてはなるべく低い市町村に合わせるといことで、標準税率の1.4%を採用しております。

続いて、介護保険5年目の制度見直しに当たりまして、小杉議員のご質問にもお答えしたとおりに、介護保険施設入居者の居住費、食費の実費負担がことしの10月から上がるということになっております。これは、在宅と施設の負担感の公平さを改善したい、また給付費が毎年10%ぐらい伸びていることから、公費負担を少なくしたいという意図があるというふうに思われますが、低所得者に対しては負担軽減策が図られているということが予定されているということでございます。今述べましたように、在宅と施設の不公平感というのがやっぱり基本的には大きな問題だろうというふうに思いますし、結果として本来在宅で生活したいお年寄りもついつい施設というふうになってきた経過があるのではないかとこのふうにも思われます。

国民健康保険税の考え方についてお答えします。国民健康保険制度においては、従来から保険給付費に占める国庫支出金と保険税の割合について50%ずつという基本的な考え方があります。平成17年度より制度改革に伴い、国が負担すべき50%のうち、財政調整交付金を9%、療養給付費負担金を36%の合計45%に減額して、残りの5%については新たに県への財政調整交付金とすると、三位一体の影響といえますが、交付金化を図るといことでございます。以上のように、保険給付費に占める本来の負担割合の枠組みは変更しませんが、財源構成の見直しを図るといことでありまして、保険税及びその他の市町村の負担割合については現状を一応維持するもので、安易に保険税の増税にはつながるものではないと国は言っております。

障害者自立支援法案の考え方について申し述べます。この2月10日に第162回国会に提出されたばかりのものでございます。この法案によりますと、現在は身体障害、知的障害、精神障害といった障害種別によって福祉サービスや公費負担医療の利用の仕組みや内容等が異なっており、これらの施策を一元的なものにするという目的で、障害者が自立した日常生活あるいは社会生活を営むことができるように、必要な障害福祉サービスに係る給付その他の支援を行うことが盛り込まれておるところでございます。一方で、サービスを利用した場合は原則1割の応益負担ということになりますが、利用者の負担が多額となる場合については、家計に与える影響を考慮して給付割合の引き上げを行う等、負担の軽減措置を講ずることとなっております。今後の国会審議を通じて障害者の安心して生活できる制度になるよう、十分な検討を重ねていただきたいというふうに考えておるところであります。

三位一体の改革とその後の指定管理者制度につきまして、三位一体の改革については何度も申し述べてまいりましたけれども、その中でやはり財源が非常に逼迫しているということもございまして、あるいは地域の改革ということの意味合いも含めて、18年の4月から指定管理者制度が実施されるということになりました。これにつきましては、総務課長の方から4項目にわたるご質問の内容について、かなり具体的

なご質問でもありますので、総務課長の方からお答えさせたいというふうに思います。よろしくお願ひします。

○議長（浜口鶴蔵君） 市民生活関連への対応について、教育長の答弁を許します。

石瀬教育長。

○教育長（石瀬佳弘君） お答えいたします。

市民の生活に関係して、教育、いろんなところを市民の生活にも目を注ぐようにということのご指摘だと思います。その中で学校教育につきましては、きのうの答弁でもお話ししましたように、現在学校教育環境整備検討委員会で、もちろん望ましい学校規模というようなものはあるわけですが、それと同時に佐渡の場合は大きな辺地を抱えております。こういうところの子供たちも同じように教育を受ける機会を与えることは当然のことですので、そういうところにも何らかの形で学校を残していきたいというのが検討委員会の方向であります。ただ、その残し方につきましては、十分地域性を生かした特色とか、小規模でも子供たちが十分交流とかいろんなことができるように配慮した学校を残していきたい、ということで佐渡全体の生活に目を配っていきなというように考えておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（浜口鶴蔵君） 親松総務課長。

○総務課長（親松東一君） 中村良夫議員のご質問にお答えします。

指定管理者制度についてであります。ご存じのように、15年の9月施行されました。3年間の経過期間の後、市有施設について市の直営にするか、それとも管理を指定するかという選択を迫られております。この目的は、民間の活力、それからノウハウの活用によって利用者におけるサービスの向上と、それから市の財政、いわゆる管理費削減を目的として施行されております。佐渡市としましては、法の施行等を受けて、18年の4月からの移行を目標として今作業を進めております。庁議においてどういう方法がいいかということを検討した結果、昨年7月から指定管理者制度検討委員会というものを、庁議の命を受けて検討委員会を設けて、施設の洗い出しあるいは条例の整備等について検討を重ねてまいりました。合併当初引き継いだ市の施設は640を数えておりました。これを第1次、第2次、第3次というようなことで、最終的には60前後くらい、もうちょっと多くなるかもわかりませんが、指定管理者の候補として条例の手續にゆだねたいと思っております。この制度の趣旨は、先ほどお話ししました小さい政府づくりというようなことでありまして、現在直営にされている施設につきましても、指定管理者としての公募に出す予定でありますし、実際その施設についてはリストとして上がってきております。こういうことでありまして、住民サービスがどうかというようなご心配ですが、民間の活力あるいはノウハウの活用ということで、住民サービスに低下を来すということは当然ありませんし、この法律の趣旨はまず経費の削減と住民サービスの向上という二つの条件をクリアしないと管理者として指定しないという大きな原則がありますので、お含みおきをいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（浜口鶴蔵君） 中村良夫君。

○25番（中村良夫君） 議長、ちょっと上着脱ぐこと許してください。

○議長（浜口鶴蔵君） どうぞ。暑いようでしたら上着をとって結構であります。

○25番（中村良夫君） どうもありがとうございます。本日は、泉田県知事が佐渡市へ来られまして、市長とお会いしなければなりません。ご答弁される皆様、ご協力お願いいたします。

それでは、2回目の質問をさせていただきます。最初に、市民課長、国民健康保険税についてです。この不景気、そして深刻な台風被害、昨年ですね、不作と地震による風評被害、いろいろ大変な本市の状況であって、市民の皆さんは大変な生活をしておられます。ふだんでも国保税負担が重い佐渡市、そして佐渡市になって一部の地区では引き下がったところもありますけれども、全般に値上げされた結果となっているのではないかと私思います。特に65歳未満、私も対象なのですから、国保税プラス、そして介護保険料が徴収されていますから、大きく値上げされたというふうに私思っているのですけれども、そんな中でもやむを得ず税を払えない人もいることは事実であります。そして、この国保税で正規の保険証にかわって滞納を理由として資格証明、短期保険証が発行されています。まず、そのことについてご説明をしていただきたいと思います。資格証明、短期保険証についてです。よろしく願います。

○議長（浜口鶴蔵君） 清水市民課長。

○市民課長（清水紀治君） では、お答えいたします。

今中村議員の方から言われたのは短期証と資格証の2点だと思いますけれども、まず気持ちはわかりますが、おのずから権利と義務というものがお互いに出てくるのだらうと思いますけれども、まず内容を申し上げますと、短期証というのは、先般もちょっとお話ししたのですが、1年間国民健康保険税6期あります。6期のうち3期以上の未納者の方に実は相談に乗ろうと、国保税が3期納めていないのだけれども、話し合いの場を持っていただきたいというようなことで、その話し合いの場所に乗ってもらえれば、短期証や資格証を出すのが私たちの仕事ではございませんので、よりよい医療を受けていただきたいということも十分考えておりますし、それからそういう意味で短期証を発行しておる方々が252世帯、それとうちは、先般もちょっと話ありましたけれども、乳幼児の云々の話、医療費の関係も出てきましたので、それも最後に申し上げますが、20世帯、それですべて話し合いの場所に、一つ土俵の上に乗ってもらって納めていただけるような分納方式とか、その人のニーズに合った方法をとっていききたいというのが短期証の本来の筋です。

それと、もう一点ですが、資格証の交付というのがございます。これについては、保険税の1年間経過した1年間分国民健康保険税を納めていない方、その人たちには要するに資格証の交付ということになります。資格証の交付については、国民健康保険税法にきちんとしなさいよというふうにならわっているものですから、一応また話し合いの場所に、土俵に乗ってもらってお互いの意思疎通を図った上でいろんな方式をとりたいと、その人の現在の所得に合った、ニーズに合った分納方式を検討していききたいというのが2点の考え方でございます。したがって、私たちが短期証、資格証を発行すること自体が目的ではないということだけをご理解いただきたいと思いますので、よろしく願います。

○議長（浜口鶴蔵君） 中村良夫君。

○25番（中村良夫君） そこで、先日の子供医療費助成について、質疑の中で今言われた正規の保険証にかわってこの助成制度、子供の利用している世帯に今お話しされた資格証明証あるいは短期保険証が発行されていると課長答弁されました。そこで、私その続きをお話ししましたがけれども、今回の子供医療費助成制度の議案である子供医療費助成、今回年齢を就学前まで広げる条例一部改正の質疑の中で趣旨、目的を

考えますと、資格証などの発行は特別な事情があると認められるときは適用しないことになっているので、助成制度をせっかく利用している世帯に発行するかどうかは佐渡市で、本市で決めることができることであって、せめて制度を利用している世帯に資格証などを発行すべきでないと思いますので、そのことについて市長、答弁を求めます。

○議長（浜口鶴蔵君） 清水市民課長。

○市民課長（清水紀治君） では、お答えいたします。

資格証の方の関係ですが、先ほど数字申し上げられませんでした。4世帯現在発行しております。それについて、まず私先ほど申し上げましたけれども、あくまでも制裁を加えることが目的ではございませんので、私たちはそういう事情が今回この条例ができて小学校へ入るまでできるのだ、無料になるのだというようなことを篤と説明した中で納税に対する協力をいただいきたいというふうを考えておりますし、そのことを最重点に今後未納者に対しては指導していきたいというふうを考えております。

以上ですが。

○議長（浜口鶴蔵君） 中村良夫君、続けてください。

○25番（中村良夫君） そこで、時間がないので、具体的に私の質問の趣旨わかりましたよね。課長の答弁もわかるのですけれども、そういった制度を利用している世帯にはこの件に関しては善処するということがいいのですか。答弁求めます。

○議長（浜口鶴蔵君） 清水市民課長。

○市民課長（清水紀治君） ケース・バイ・ケースでございますので、十分趣旨を理解していただいた中でそれなりの対応をしていきたいというふうを考えております。

○議長（浜口鶴蔵君） 中村良夫君。

○25番（中村良夫君） 対応していきたい。そして、医療費助成制度以外も対応していきたいことが含まれているのでしょうか。答弁求めます。

○議長（浜口鶴蔵君） 清水市民課長。

○市民課長（清水紀治君） お答えいたします。

あくまでもこれは医療だけです。そういうことでご理解いただきと思います。

○議長（浜口鶴蔵君） 中村良夫君。

○25番（中村良夫君） 国保税、今課長から答弁いただきましたけれども、全体的には悪意で税を払えない人は、言葉悪いですけども、別として、やむを得ず払えない人もいるだろうと。そして、ここを今後精査していただきまして、何とか工夫してみたらどうだろうかというのが、私そういう考えもありますので、今後もよろしくお願ひします。

次いきます。教育について。学校教育課長、毎日ご苦労さまです。課長、学校の耐震診断についてですが、この16年度に計画されていたところ、今回の16年度の補正予算、委員会でもお話ありましたけれども、この補正予算で耐震診断業務委託料、対象校は2校で596万2,000円全額を減額されました。委員会からは、新年度においての対応を強く要請する意見がつけられたところですけども、当初予算についてですが、この件について予算計上されていませんね。どうでしょうか。

○議長（浜口鶴蔵君） 古田学校教育課長。

○教育委員会学校教育課長（古田英明君） お答えします。

総務文教委員会からの意見書は拝見させていただきましたが、当初予算はそれよりずっと以前に編成されておりますので、当然ながら計上はされておられません。

以上です。

○議長（浜口鶴蔵君） 中村良夫君。

○25番（中村良夫君） 課長、泉田知事が佐渡市へ来られているのですよ。時間がありません。私調べました。国の新年度予算を見ますと、学校の校舎に対して校舎耐震化対策は増額したと。国がですよ。文部科学省は、学校施設の耐震化推進計画の策定支援事業を拡充しまして、1億967万円、前年度比3.6倍、耐震診断の推進を図ることにしております。また、耐震化関連は1,173億4,000万円で、何と課長、前年度比17億7,000万円増額となっております。新潟県は、耐震化整備のために280億円が計上されているのです。国も県もこのことについては力を入れていきますので、学校教育課長、安心してください。課長、教育委員会と、そうそうたるメンバーいるのです。教育委員会とご相談して、新年度にせめて耐震診断、耐震化を進めていただけないでしょうか。答弁求めます。

○議長（浜口鶴蔵君） 古田学校教育課長。

○教育委員会学校教育課長（古田英明君） お答えします。

私どもとしましては、耐震診断と、それに伴う改修補強はワンセットのものと考えております。今お話のあります沢根小学校の耐震診断につきましては、旧佐和田町の方から予算計上されておったわけなのですけれども、新市の建設計画では改修の事業は載っていないものですから、それでは片手落ちかなという気がいたしまして、今学校教育の環境整備検討委員会でご審議をいただいておりますので、それが出ました後に建設計画の見直しも着手することになると思いますので、そのときに考えたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（浜口鶴蔵君） 中村良夫君。

○25番（中村良夫君） 課長、情勢をちゃんと分析していただきたい。その協議会、答申ですか、10月、もうすぐです、10月なんて。今は3月、定例会終わればもう4月、5月、次6月定例会、あっという間です。今から教育委員会の皆さんとご相談して、ご相談したってあしたあさってすぐ決まるわけではないから、そういうご相談をしながら、繰り返しながら、もうあっという間に10月来ます。並行して考えなければだめです、そういうことは。ましてや県や国は力強くやっている。やろうとしたときはもうタイミング外れます、佐渡市は。頑張っていたきたいと思います。そして、もちろん子供の安全を守ることが第一。そして、いざとなれば避難場所になるところです。そして、もちろんいろんな意味で、耐震診断やれば委託料を計上しまして、専門家が診断をし、そしてまずいところあれば補強工事をやれば佐渡市の本当に活性化になると思うのです。専門家の方たちも待っています、このことは。先日耐震化ということで、あるところではいろんな講演がありましたよね。皆さん関心を持っています。時間がありませんけれども、ぜひ教育委員会ときちとご相談していただきたい。そして、新年度に予算計上されるように努力していただきたい。

次いきます。社会福祉課長、介護保険5年目の制度見直しについて。1点目は、訪問介護利用のことで

あります。介護保険が導入される前は、利用者が無料で訪問介護サービスを利用することはできました。介護保険ではこれが一気に1割負担となるために、政府はどうしたかという、介護保険が始まる前から訪問介護を利用していた低所得者、低所得世帯ですか、家計を支える中心者が所得税非課税か、あるいは生活保護を受けている世帯に対して特別対策として利用料の軽減措置を設けました。平成で言えば15年6月は3年間は自己負担が3%で、15年の7月から6%に引き上げられました。この特別対策、これが何と今月の3月31日に打ち切られて6%が10%になる、負担が。本市の対象者は145人以内と聞いておりますけれども、そこでお伺いしたいのですけれども、これを現行の負担を維持する計画で利用料の据え置きで検討していただきたいと思うのです。いろんな意味でこれ日が迫っておるもので、ご答弁をお願いします。

○議長（浜口鶴蔵君） 熊谷社会福祉課長。

○社会福祉課長（熊谷英男君） お答えいたします。

法施行前145名というのはマックスであったと思うのですが、正直私今正確な資料ちょっと持っていないので、何とも言えないのですが、恐らくこれ1年延びたような気がしておったのですが、私自身の勘違いかもしれません。介護保険の見直しによって1年継続されたというふうな記憶だったと思うのですが、帰りましてまた後で報告したいと思っております。

○議長（浜口鶴蔵君） 中村良夫君。

○25番（中村良夫君） では、課長、急いでいきますけれども、制度の見直しで新たな負担がかかるということは前段お話ししましたけれども、では2点だけこの件でご答弁したいと思うのですけれども、ことし10月から特養ホーム、さっきお話ししましたけれども、入所者に対して新たに部屋代などのホテルコストが徴収されようとしています。負担がふえることで入所ができなくなる懸念というのですか、ないのか、それが1点と、また低所得者への支援策が新たに私は必要ではないかと思うのですけれども、その2点をお伺いします。

○議長（浜口鶴蔵君） 熊谷社会福祉課長。

○社会福祉課長（熊谷英男君） お答えいたします。

新たな支援策が必要でないかという部分につきましては、今後ちょっと検討させていただきたいと思っております。

それから、退居するのではないかということにつきましては、ちょっと想像が困難というか、難しいなというふうに思っていますが、生活困窮者というか、低所得者につきましては法の方で軽減措置があります。そんな3万、4万ふえるわけではありませぬので、何とか施設にとどまっただけののかなと、こんなふうに想定はしておりますが、確かに入所者等に対する負担増になることは間違いありません。

○議長（浜口鶴蔵君） 中村良夫君。

○25番（中村良夫君） 最後いきます。課長の担当ですけれども、最後、例の障害者自立支援給付法案について、この福祉サービスを利用する障害者の方は本市で222名ぐらいいると聞いております。その方たちが対象者となると思うのですけれども、福祉サービスを利用する障害者に介護保険と同じように1割の負担の利用料を払えという制度を導入しようとしているわけですけれども、施設を利用する障害者から新たに食費だとか日常生活費、部屋代まで取ろうとしているのです。今まで障害者の人たちが福祉サービスを受けてきましたけれども、厚生労働省によれば、障害者は現在1%の経費負担なので、10倍の値上げにな

るわけです。わずかな年金を頼りに暮らしている障害者が多い中で、本当に大変で許しがたいことだと思います。課長もそういうふうにお考えだと思のです。しかし、障害の程度が重ければ重いほど負担が重くなるわけです。だれも障害者になりたくて生まれた人はいないわけです。障害者を産みたくて産んだお父さんやお母さんもいないと思のです。障害者を温かく守ってくれる佐渡市政が私は必要だと思います。最後に、課長のご見解を求めます。

○議長（浜口鶴蔵君） 熊谷社会福祉課長。

○社会福祉課長（熊谷英男君） お答えいたします。

障害者自立支援法案につきましては、2月10日に国会に提出されておりますが、正直国の方これ相当慌てて作成しているなど。1週間に1度なのですが、私福祉新聞読んでいますと、毎週毎週内容が変わってきています。今現在そんな状況で、3月7日の一番新しい新聞見ましても、先週の新聞と変わってきておる。そんなことでまだまだ不透明な部分がたくさんあります。それから、基本的な考え方は、中村議員がおっしゃるように、国の方向というのは09年の第4次の介護保険のときに障害者と高齢者をドッキングさせたい、そのための地ならしというふうにも正直感じておりますし、国の考えはそうだと思います。そんな関係でまだまだ変わっていく部分、これ介護保険と同じように、4月中旬になって国会で本格論議が始まる、今現在政令、省令が見えておりません。そんなこともありまして、詳しくわかり次第いろいろまた内部検討等、それから市長の政策判断、財政状況等もありますので、そのことも踏まえて検討させていただきたい、こんなふうに思っています。

○議長（浜口鶴蔵君） 中村良夫君。

○25番（中村良夫君） 以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（浜口鶴蔵君） 中村良夫君の一般質問は終わりました。

ここで5分間休憩いたします。

午後 3時00分 休憩

---

午後 3時06分 再開

○議長（浜口鶴蔵君） 再開します。

次に、村川四郎君の一般質問を許します。

村川四郎君。

〔30番 村川四郎君登壇〕

○30番（村川四郎君） 自由民主党市政会の村川四郎です。高見盛のように張り切って出たのですが、本日は泉田知事が来られているということで、時間を早めてほしいという行政側からの要望がありましたので、残念ながら前置きとかは短くさせていただきます。

では、通告に従って一般質問を進めていきますが、議会から簡潔ということで、きょうはこれまでどちらかというタブーとされてきましたものを三つ取り上げてみました。二つは、民間の人から見たタブーで、トキの放鳥計画への苦言と佐渡市の今後の医療体制への提言、もう一つは行政の人たちにとってタブーであります。すなわち行政人事への強い要望と指導です。

ではまず、トキ放鳥計画と自然環境保護活動への疑問点から入ります。現在のトキ放鳥事業を冷静に見

ていくと、佐渡のいろいろな問題点が見えてきます。これまでの佐渡の10市町村は、国、県からの一方通行のトップダウンの指令に対して疑問をいっぱい持ちながらも、不平不満を上へは表現せず、粛々と従ってきた、いや従ってきたというよりも頼ってきた、それが今回の急ぎ過ぎた一島一市の合併でもあり、合併初年度で建設計画や組織を大きく変えなければいけない状態へと追い込んでしまっています。その同じような流れで進められているのがトキの放鳥計画です。トキの科学的、動物学的立場での研究ははまだ始まったばかりでもあり、一方佐渡にとってなぜ放鳥か、放鳥の目的は一体だれのため、何のためなのかの議論や理解もいまだ不十分で、アマチュアサイドの上滑りの行動だけが先行しています。トキの繁殖がスタートしてまだわずか五、六年。兵庫県豊岡市のコウノトリは40年をかえて研究が積み重ねられてきています。豊岡は、順化施設の面積も160町歩とかで、トキの施設の数倍の広さであり、えさ場となる田や畑の面積も円山川の流域の湿地帯も含めて大変広い。それでいてコウノトリの放鳥計画のスタートもやっとこれからです。

質問です。トキの放鳥計画は環境省の国家プロジェクトの名のもとに国のトップダウンばかりが先行し、市民への啓蒙や意識の盛り上がり、放鳥の自然背景の整備等々でまだまだ準備が不十分です。すなわち、住民の盛り上がりも順化施設を中心とした一部の地区だけであって、なぜ佐渡全体の雰囲気を広げ、盛り上げる活動がなされないのか答弁を願います。

次に、トキの住む自然環境の整備は順化施設の周辺だけではだめで、佐渡全島に広げなければ羽のあるトキはどこへでも飛んでいきます。昭和20年代の後半には小木にも飛んできました。また、トキのためだけの佐渡の自然でもありません。

次の質問です。今進められている新潟県の百年物語は、トキも住む豊かな広葉樹の森を想定して進めるべきであって、現在の植栽の事業の実態は杉、ヒノキ、松、ヒバの針葉樹林が九十七、八%、見かけだけの緑化運動になっています。佐渡は、将来のトキの営巣林、巣をつくる森や、今話題の、ここにも花粉症で悩まされて風邪との混合で苦しんでいる人が何人かおられると思いますけれども、そういう保健上の影響が大きい杉花粉症対策も考慮した植栽計画が重要ですが、市の植林計画についての所見を伺いたい。

次に、ご承知のように、まことに残念なことに純粋なメード・イン・ジャパンのトキはキンを最後に絶滅してしまいました。この教訓から今後の佐渡はトキから学ぶ自然保護対策を進めるべきであって、絶滅した佐渡のトキの二の舞にならぬためにほかの佐渡の固有動植物の保護対策を行っているのかどうか、それについての答弁をお願いします。

さらに、ことしから佐渡の全農家に導入するというコシヒカリの新品種、コシヒカリBL、コシヒカリIL等の水稻について質問します。2月19日、20日と新穂のトキ交流センターで開催された土、水、命輝く米づくりで、食生活研究会の浅井まり子氏やNPO法人メダカのがっこうの理事長の中村陽子氏もBL米について講演の中で消費者が知らないうちに品種を決めている、幾らでもいもち病対策はできるのに、消費者の選択の自由を認めてほしい、現状では説明が不足と危惧されていましたが、コシヒカリBL米の導入について、これはこれまでの栄光の新潟のコシヒカリから品種を変えるわけでございます。これを全県一斉に、もちろん佐渡もそうですけれども、導入する理由はなぜか。そして、このBL米は遺伝子の組みかえではないのだろうか。このことに関して農家と消費者への説明と理解は得ているのか。農家の皆さんと消費者の皆さんにわかりやすく説明をお願いいたします。

次に、安全、安心の島づくりの核となる佐渡市民の命を託す医療の充実に関して質問していきます。合併時の協定事項にも、また市長の17年度の施政方針にも市内の各医療機関と連携した体制準備を進めるとともに、保健、医療、福祉が連携できる医療体制づくりに向けた医療計画の策定を図っていくとあります。そこで、地域医療計画の策定、地域医療ネットワークの計画について伺います。1、地域中核病院と島内各病院間の機能分担及び病診の、病院と診療所、開業医ですね、の連携計画はできているのかどうか。2、両津、相川にある現在の二つの市民病院への予算の対応と将来構想はどう考えているのか。3、佐渡の医師の充足率と今後の医師の確保計画についてお答えをお願いします。4、そして今後佐渡市の理想的なこの島の地域医療計画はどのようにあるべきと考えているのかどうか、その辺のところをお答えをお願いします。

それから次に、医療費の増大の防止と現状の佐渡病院を頂点とした現在の佐渡の医療水準においては、疾病の早期発見における早期治療が不可欠です。そこで、健康診断、健康診査の充実対策について質問します。12月の補正のときもありましたけれども、せっかくの健康診断、例えば厄年健康診断とか、予算が計上されていても健診率が非常に低い。この健診率、受診率向上への対策は検討しているのか。

それから、17年度から新しく導入する前立腺がんの診断でありますP S A診断、それからこれは一部の自治体で佐渡市の合併前にも取り入れていましたマンモグラフィーの検査ですけれども、これが佐渡市全部で導入されることになりました。非常にこの二つは私は歓迎しています。P S A診断は、新潟県でもまだ十二、三しか導入してなくて、佐渡市はどれも導入していなかったのですけれども、せっかくのこういういい患者に負担をかけない健診を始めるのですから、その健診の内容はどういうものかまだ市民の方によく知らされていないと思います。その辺のことについての説明をお願いします。

3番目に、集団健診時、現在移動健診車とかでやっていますけれども、どうも女性の健診者の人たちに対する配慮が欠けている。はっきり言うと女性の人たちの恥じらいとかそういうものに対してかなり無視した環境といえますか、男性の目に映るような、同じようなところな感じで脱衣するような場所も、そういうものの配慮が欠けているという声をよく聞きます。それに対する対応をお答えをお願いします。

3番目に、行政の方々にとって大変大事なのというか、我々にとってはもっと大事なことなのでも、人事の適材適所について質問させていただきます。

さて、泉田新知事による2005年度の新年度予算に対する県議会が先月21日より始まりました。私も今回の一般質問の準備のために県庁の福祉保健部と生活環境部に用事がありまして、それを兼ねて各派代表質問を傍聴してきました。財政難、台風災害、中越地震災害などで何となく沈滞ムードの県議会の中で、1人元気に振る舞っていた新知事の姿は大変印象的でした。平山県政の負の置き土産であった財政健全化計画案を一転して、どう県政を運営するかは県庁テクノクラートの問題だ、県民に過度の不安を抱かせて、財政失敗の責任を転嫁してはいけないと、責任は行政の官僚にあるのだと述べまして、中身は同じであっても、財政健全化計画から財政運営化計画へと方向を転換し、財政の安全宣言をいたしました。これはかなり共感しまして、今後が見ものです。上に立つ人の物の見方の違いであって、悲観論で暗くなっただけではありません。今その気になれば佐渡市は金はあります。米百俵の精神で将来の自立のために、財政の健全、有効な使い方をすれば道は開けます。しかし、現実には予算を計画、執行する新市の行政の各ポストに人材が不足しています。町村のときのレベルで仕事をしてもらっては困ります。7万人の市に求められる

能力にこたえられる人材の発掘と配置が急務です。組織だけを変えても何もなりません。このことは、何も難しいことではありません。年功序列の昇給、昇格制度を中止して、成長する民間会社の手法を取り入れるだけでよいのです。

そこで、質問です。今後の人事異動において能力主義、自己申告制度、業績考課制度等を取り入れるべきであります。2番目として、管理職の査定には自己評価と信賞必罰による成果主義を適用する。3番目に、積極的に支所間の垣根を超えた人事を取り入れる。4番目に、どうしても人材がないのであれば、役場内の人材不足を補うために、即戦力の補充として新潟県も今年度から取り入れる一般職任期つき職員の制度を導入して外部の人材を求める。以上4点に市長の所見をお聞きしたいと思います。

次に、佐渡は東京23区と同じ広さです。これだけの佐渡で全市の均衡ある発展など望めるはずがありません。それを約束すれば空手形か、実行すれば破滅です。それぞれの地域の沈滞を防ぐには、各支所の個性、地域特性を生かす組織と人事をしなければなりません。市長は今後地域特性を各支所にどのように生かそうと考えているのか答弁をお願いします。

以上でこの席からの質問を終わります。再質問は自席でお願いします。

○議長（浜口鶴蔵君） 村川四郎君の一般質問に対する答弁を許します。

高野市長。

〔市長 高野宏一郎君登壇〕

○市長（高野宏一郎君） 村川四郎議員の質問にお答えいたします。

トキ放鳥計画はトップダウンで住民あるいは島民が盛り上がり欠けるのではないかということです。確かにそういうふうな感じがしまして、旧新穂地区については非常に今までの長いトキを保護した歴史もあって、それなりに盛り上がりがあるわけですが、そういう意味も含めて今度トキ推進室をつくるわけでございまして、ぜひご期待をいただきたいと、皆さんにできるだけトキがどういうふうな状態であるかということをご説明したいというふうに思っております。

そして、新潟緑の百年物語との関係で、トキのすむ豊かな森をつくるべきだと、杉の人工林ばかりではだめではないかということでございました。確かに戦後我々はすぐ建築材あるいはその他の素材としての杉の価値を認め、営々として植林をしてまいりましたけれども、それが一つの樹種による弊害がいろんなところへ出ておりますし、これもまた海を元気づけないという原因にもなっていると言われております。特に花粉については、佐渡市においても森林面積6万2,000ヘクタールのうち杉が約1万、約16%を占めていまして、今後も森林組合と打ち合わせしながら間伐、枝打ちを効果的にやり、森林の適正管理とともに、樹種の多様化を図るという意味でバランスのとれた森林造成に努めていきたいというふうに思っております。

トキの二の舞にならぬように他の佐渡固有種の保護対策は行っているのかということでございますが、残念ながらこれちょっと私今知り得る知識はございませんので、これは担当に答えさせます。

コシヒカリBL米の導入はということでございます。来年からいもちに強いコシヒカリBLが県下一斉に導入されるということで、我々聞いているところでは、味も品質面でも一切今までのコシヒカリに劣るものではないという説明を受けてそのとおりに進めているわけですが、一抹の不安があるのではないかとございますが、いもちに強いということで生産コストの低減と環境に優しいと、消費

者により安全で安心な新潟コシヒカリが提供できるということで、県の販売戦略のもとに進んでいるところでございまして、もちろんこれは遺伝子交配でできたものではございません。コシヒカリをベースにして他の、これ内容についてはよくわかりません。私は知り得ておりませんが、いもちに強い種類との交配、さらにそれをコシヒカリを繰り返し交配するという作業でいもちに強いコシヒカリになったというふうに理解を得ていますので、ご了解いただきたいと思いますが、農家と消費者の説明と理解を得たのかということですが、今までJAや県の普及センターが中心になって既に展示圃や実証圃をつくり、農家の皆さん方の理解を得ているというふうに聞いているところでございます。

それから、医療の充実について、地域中核病院計画と島内各病院間の機能分担及び病診の連携計画はということでございます。現在佐渡では両津病院と佐渡総合病院が僻地における中核病院、これが現在僻地医療拠点病院と称されて中心的な役割を担っているわけでございますが、これらが他の病院、診療所との密接な関係プレーをとっているというふうに報告を受けております。さらに、現在地域医療計画の策定に取り組んでおりますが、それによってさらに理想的な地域の病院の配置あるいは将来構想についての提案を行っていただきたいというふうに思います。

それから、佐渡の医師充足率と医師確保計画についてですが、現在両津病院が66.13%の充足率、相川病院は97.74%、佐渡総合病院が87.14%ということになっております。医師の確保が緊急の課題であります。佐渡として各医療機関との連携を図る中で医師が集う医療環境の整備が必要であるというふうに思います。具体的に幾つかの施策を行っておりますが、それについては担当課長から説明させます。そういう意味で佐渡市の理想的な地域医療計画というのは、このモデルはどういうふうにしたらいいのか、現段階では明言できませんけれども、先ほど申し上げた地域医療計画、これから立ち上がるわけですが、その姿を示していただくようお願いするというところでご理解いただきたいというふうに思います。

健康診断の充実対策につきまして、基本健診の受診率向上への対策、これは今議員がおっしゃられたように、すべての世帯に受診の申し込み用紙を配布したり、各種の検診の受診申し込みをいただく措置をとりまして理解を深め、受診率向上を図っているところでございますが、例えば2番目にあるマンモグラフィ、PSA診療の対象者が全域に広がったということで、これも今ちょうど乳がんや前立腺がんの検査が非常に重要視されていることもありまして、受診率向上に大きく力を発揮するのではないかとというふうに思っております。

女性の健診者への配慮、これは当然のこととございまして、十分注意させるようにいたしますので、よろしく申し上げます。

人事の適材適所につきましては、当然能力主義ということ、業績考課制度、支所機能充実ということでございます。確かに10カ市町村が一緒になってその融和といいますか、お互いにレベル合わせを図ると同時に、これからは改革もありまして、少ない人員で十分なサービスを行っていくときに、当然こういうものとさらに一緒に研修制度が一緒になっていなければいけないというふうに思っております。そういう意味で人事交流や新旧の入れかえを図る勤奨退職制度、当然管理職へは自己評価に合わせた成果によって評価をつけるというふうな形で、自らのレベルアップあるいは他人からの評価を自分の努力にフィードバックさせるというふうな作業が当然必要でございます。

一般任期付きの職員、これも当然近い将来は行い、周辺からの新しい血の導入も必要ではないかという

ふうに思います。支所間あるいは先ほど言われました県との間の交流も当然行わなければいけませんし、新しい血を島外から入れるということも今後の人事あるいは人材の活性化に大きな力を発揮するという作業であると思って、真剣に今検討しているところでございます。

○議長（浜口鶴蔵君） 仲川環境保健課長。

○環境保健課長（仲川正昭君） お答えいたします。

佐渡固有動植物等の関係でございます。これにつきましては、県では地域において絶滅のおそれのある種をリストアップしましたレッドデータブックが作成されております。この中で佐渡の名前を持つサドノウサギ、サドモグラ等が準絶滅危惧種として登録されておるところでございます。特にサドノウサギは昭和34年に県が駆除目的で輸入されて以来減少が危惧されておったところでございますが、平成13年度に県が実施した生息調査によりますと、8,000羽の生息が推定されておるそうでございます。数がふえる傾向にあるということから、現状ではテンとサドノウサギは佐渡の自然界の中で共生していると考えておるようでございます。それから、その他まだ多く登録されているところでございますが、これらにつきましては今ご審議をお願いしております環境基本条例の中でも自然環境の保全等ということで生息関係の配慮をしていくこととしておりますし、市民へは絶滅のおそれのある野生生物の状況等につきまして今後明らかにする取り組みから始めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（浜口鶴蔵君） 木村医療課長。

○医療課長（木村和彦君） お答えいたします。

医師の確保につきましては、中長期的には県が平成17年度から実施いたします県と市町村が協働いたしまして実施する就学資金貸与制度に佐渡市としても参画をしたいということで、新聞等で報道されていますように、一応県内11市町村が参画を希望しているということでもあります。そういうことで医師の育成、確保に努めてまいりますが、短期的には今平成16年度から17年度にかけて医師の臨床研修制度が行われております。こういう中で医師の確保等、特に僻地等に赴任していただく先生が厳しいという状況であります。県や従来お願いしております新潟大学等のバックアップをいただきながら、引き続きその確保には努めてまいりたいと思っております。県では当初重点的に即効性のある貸与制度を導入したいという考えでありましたが、聞くところによりますと、知事の意向で平成17年度から4年間で12人程度を養成したいということでもあります。それに合わせまして、県では中長期的な計画のほかに即効性のある事業といたしまして、同じく17年度から医師確保促進支援事業ということで事業を並行して立ち上げるという計画でありますし、佐渡市としてもそれに参画をしたいという意向でございます。

以上であります。

○議長（浜口鶴蔵君） 村川四郎君。

○30番（村川四郎君） それでは、まずトキから入ります。計画に焦りというのは、先ほどの小田議員の質問にもありましたけれども、丸投げになっていないかと、市民がかかわっていないと、非常に少ないということで、全くそのとおりであります。現状は、トキの順化施設の周辺の新穂地域とその両津寄りの方々は非常に一生懸命取り組んでいただいているのは見えますのですけれども、いろんな集会がありまして、ほとんどがトキ交流センター周辺かトキの元気村ですか、あの辺の周辺であって、大体同じ方々が参

加されているのではないかと思います。多分南部地域とか相川の方まで行ってトキの放鳥といっても全くぴんとこないし、どういうことなのかもわからないし、もちろん減農薬とか不耕期栽培のそういう水稲とか作物をつくるというような努力も何もされていないと思うのです。せっかくの国家プロジェクトがただそのためだけに着々と一部のところで進んでいって、それに従ってやっている。

こういうことを具体的に言うとかかわっている人たちに迷惑もかかるかと思うのですけれども、実際トキの飼育をやられているセンターとか研究員の方々とか、それから野生動物保護をやっている学者の方々もクエスチョンマークをかなり投げかけているのです。このやり方でいいのかと。もし失敗した場合に、1回ぐらいの失敗ではあれですけども、2度失敗した場合には全く佐渡にトキがいなくなるという可能性が十分にあるのです。なぜかという、こういう公の立場であれなのですけれども、ニッポニアニッポンでありながらニッポニアニッポンでない。言い方を変えればチャイニーズチャイナといえますか、佐渡の野ウサギがなぜ大事かという、もともとは本州にいるほかの3種類の野ウサギと一緒になのですけども、佐渡島にずっといたから、遺伝的にもDNAもほとんど一緒なのだけですけども、亜種として違うわけなのです。進化が伴っているのです。ダーウィンの進化論知っている人はわかると思うのですけれども、フィンチでもいろんなフィンチがありますよね、同じ海と海があるだけで。コウノトリのように渡り鳥であれば、これは同じDNAを持っている可能性はあるのですけれども。そういうことでほかのところでも、例えば能登半島でも手を挙げていますし、佐渡だけではだめだから、多摩動物園でとかいう話も前からありますし、千葉の方でも棚田づくりとかやっている人おられます。そうすると、佐渡はだめだから、研究員とか学識経験者とかがたくさんいるもっと近くの都会の森でとかいうことになりかねないのです。だから、せっかくの機会、環境基本条例もできて、第14条に野ウサギなんかも入るのですけれども、そういうものと一緒になぜトキかというのでなくて、ほかの絶滅危惧種も全部含めて一緒にやるために佐渡全島でいろんなところでそういう広報活動といいますか、子供さんとかはそういうものにすごく興味を持っていますから、子供さんが、多分新穂の周辺の農家の人たちも学校ですごく盛り上がっているのですよね、所長。子供さんたちが生き生きとしてやっていて、トキを放鳥したいというものだから、お偉いさんとかはいや、そんなこと言っても農薬使わなかったらろくなものもできぬと言いながら、子供の夢を壊したくないというのですごく賛同している面があるのです。

ほかのことに、例えば天敵のことにしてもまだまだ研究不足です。例えば天敵のテンとかムジナとかカラスとか、そういうものへの問題というのはもう片づいているかどうか、わかる方おられますか。天敵への問題が答えが出ているのかどうか、わかりましたらお答えお願いしたいのですけれども。

〔「時間がないだろう」と呼ぶ者あり〕

○30番（村川四郎君） では、いいです。天敵、カラスに関しては平成17年、18年にかけてこれから始まります。テンに関しては終わったということで新大の方から報告ありましたけれども、これは小鳥に対する影響であって、大型の鳥の鈍い鳥であるトキではないのです。小鳥を対象にした場合には非常に少ないという結果なのですけれども、それはまた例えば野鳥の会とか野生動物の会では異論も出ていますし、はっきりした答えは出ていません。これで絶滅危惧種に関しては、今回環境基本条例最初は入っていなかったということで、議員の方で頑張ってくれた方がおられて、14条に入れてもらったということで大変安心しているのですけれども、私両津の郷土博物館の矢田館長さんたちが私が帰ってきたころから非常に頑張

って、佐渡の野ウサギを保護しなければいかぬという運動をやっていまして、私もそれに同調しまして、実は一昨年(2017年)の11月に県庁の鳥獣保護課に行って、サドノウサギを新潟県のレッドデータに載っているのだから、絶滅危惧種になっているのだから、狩猟対象から外してくれというお願いに行きました。そうしたら、そのときに鳥獣係の人は新潟県のレッドデータに指定されているので、早い時期に狩猟対象から外したいという返事もらって、ああ、いい返事だったので、どうなったかなということで、この間先月の25日の議会聞きがてら行きました。まだ外れていないのですけれども、19年度に見直しがあるので、そのときにぜひ外したいという方向に行くので、その前に佐渡市でも環境条例をつくるらしいですねと、ぜひそれに佐渡の方でも絶滅危惧種の保護という項目を入れてくださいというふうに、県の職員の方の方が知っていて私びっくりしたのですけれども、これをもっと積極的にこちらから働きかけることができれば、早く狩猟対象から外されると思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長(浜口鶴蔵君) 高野市長。

○市長(高野宏一郎君) どうも専門的な知識がないものですから、あれなのですが、反省しています。組織が今度しっかりでき次第そういう問題が今後ないようにしたいと思います。

○議長(浜口鶴蔵君) 村川四郎君。

○30番(村川四郎君) 新潟日報2月24日と2月3日があります。1枚はカラーで、貴重な日本の自然危機ということで、佐渡など多様な生態系評価ということで載ってまして、24日のこれは新潟日報の今度(2月24日)は社説に載っています。生態系の危機ということで、守ろう県民と人類の共有財産ということで、世界最大の環境保護団体、コンサベーション・インターナショナル、通称C Iというのですけれども、ここの方から国産トキが絶滅した佐渡を取り上げて佐渡の生態系の重要性をうたっています。でも、新潟県の行動が遅いということが載っているのですけれども、ぜひ県が行動遅ければ佐渡が積極的に進めるという形でやっていただきたいと思います。

それから、時間が余りあるので、BL米ですけれども、コシヒカリBL米に関しては説明と納得、インフォームド・コンセントがもう一つ十分でない、十分に思われるという返答でございましたけれども、これ見られた方は、新潟日報にもかなり大きく3日間ですか、特集で載ってました。米作農家の方もちゃんとしたつくり方をすればいもち病はほとんど問題ないのにとということで書かれていました。ほかのコシヒカリと差別化をしたいということで県が戻し交配、戻し交配というやり方で新しく品種をつくったというのだけれども、結果として出てきているのは遺伝子の組みかえのいもち病に強いタイプなのです。それで、それも1種類の米ではなくて、4種類ぐらいの種類のいろんないもち病に強い種類の米を混作といいますか、まぜて植えるということで、何か農家の人たちも本当に納得しない。宮城県あたりではササニシキを全面的に導入しないで一部ずつやっているのです。でも、新潟県は思い切って全面的に切りかえらなくなったとき、日本一というか、世界一の米として評価されているコシヒカリに対して、消費者側の反応というのは大丈夫だと思いますか。県は大丈夫と言われると思うのですけれども、もう一度その辺に関して、ここで絶対大丈夫ということを佐渡市の農家の方々に保証していただければ、皆さん納得して積極的に取り組んでいただけたらと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長(浜口鶴蔵君) 農林水産課長。

○農林水産課長(斉藤 博君) お答えいたします。

今ほど村川議員さんは消費者に絶対大丈夫だという話なのですが、私たちが聞いている範囲のことしか言えませんので、JAや県の普及センターを通しまして個々の農家関係者にも十分対応しておりますし、それから全農新潟県本部、JA中央会等もアンケート調査等もやっておりますし、そちらの方からも十分対応しておるということ聞いておりますので、大丈夫だと思っております。

○議長（浜口鶴蔵君） 村川四郎君。

○30番（村川四郎君） 予定していた時間の半分ですので、では市長にお聞きしたいことから。先日5日の日に非常に高名な医学会会長であります自治医大、前の東大のプロフェッサーの高久先生に来ていただいて私びっくりしたのですけれども、ああいう地域医療の会がございました。せっかくああいうふうな形で高久先生に来ていただいたので、地域医療のその前のディスカッションで得た知識とかも生かして行ってほしいと思います。

そこで、これは医師会の先生方向ということ言うのだというか、病院の先生も何ということ言うのだというふうに思われるかもわかりませんが、はっきり言って地域振興局の野崎局長とかのデータとかいろいろ見るといろんなことがわかりました。病診連携。病院と、診療所というのは開業医院のことをいうのですけれども、病診連携は非常に佐渡はうまくいっているということを言われたのですけれども、うまくいっていません。これははっきり言いますけれども、当然と言えば当然かもわかりませんが、結局佐渡病院のひとり勝ちという構図になっています。医師会長さんも現在常勤のドクターがおられる開業医院は20施設であると、これから10年間ぐらいで5施設ぐらいが閉院となって15ぐらいになるのではないかと言われていました。これは後継者不足ということがあるのですけれども、その原因も多分佐渡の開業医院の先生方はせっかく高いお金で何千万という、私学に行けば3,000万、4,000万、卒業までだともっと五、六千万以上金がかかるのですけれども、そういう高い学費で自分の息子さんとかがドクターになられても、ここに帰ってきて開業しても元取れないのです。そういう事情があります。なぜかといいますと、野崎局長の報告で人口の10万人換算で病院と診療所、開業医の外来患者数、外来に来る患者さんの数が全国平均を1としますと病院は1.79倍、1.8倍ですね。約倍。でも、開業医は0.60倍、6割です。この流れを見て連携がうまくいっているとは、この数字だけでもいけないのです。

そうすると、佐渡病院に外来患者が非常にたくさん行っていると。ということは、皆さん佐渡病院に行かれた方はおわかりと思うのですけれども、初診とかで行かれても多分1日かかると思うのです。検査から何から待ち時間から。そうすると、せっかくのあの病院の医療レベルといいますか、機能を生かしていない。優秀な先生方がおられても、あの会でも先生がパソコンばかり見ておって、患者の話、顔を見てくれない、聞いてくれないという苦情が婦人連合会の副会長さんからありましたけれども、そういう状況なのです。

だから、本来の病診連携というのは、開業医院に外来の患者さんみんな行っていただく。そして、おれのところでは手に負えないなど、では佐渡病院に紹介書きましょうと。そうすると、佐渡病院にも紹介料が入るのです。佐渡病院で早期の治療をします。入院が必要であれば、20日間までの入院であれば入院料も高いです。20日超えると特養へ行った方がいいのですけれども、療養型の方がいいのですけれども、治療をして、もう一回紹介状をつけて開業医の先生に送り返す。そうすると、今度は開業医の先生方も診療報酬で紹介料取れるわけです。両方得すると言っては言い方はいかぬのですけれども、そういう形でうまく

やらないと、佐渡病院の先生方医師は不足している、外来患者はあんなにいっぱい来る、これはまともな治療できません、忙しくて。そうすると、あんなところへ行っても、何かもう本当に開業医院に行けばいいような看者ばかりに追いかけ回されて研究もできぬし、大変だということで、それでそれだけの病院のレベルだと、来ている家族の人たちも先生についてきても不安になるわけです。家族の方がドクターと一緒に来られない最大の理由は、やっぱり自分たちの家族が病気になったときにちゃんと診てもらえる病院がない、それが大きいのです。それと、せっかく高いお金を出して医学部を出したけれども、もっと高い報酬のところに勤務しないと自分の子供を、学校のレベルもありますけれども、高い教育を受けさせて医師にさせることができないという両方があります。

ここで、医師確保に関しては今回県の方も医師就学資金制度をふやして、自治医大以外の先生方も確保、先が長いですがけれども、そういう確保はできましたけれども、ぜひ佐渡の病院でドクターを必要であれば、佐渡市独自としてもジャミックジャーナルというような医師専用のトラバユミみたいな、そういうものもありますし、そういうところにも載せてほしいですし、では今後の医療といたしますか、佐渡市の病院、院長先生来られて、非常に施設が老朽化していて大変だと、だましながらやっている状態で、新しい病院をつくってほしいというような、暗にそういう表現をされたと思います、あのところで。新しく病院をつくるとなりますと、個室を多くすると1床当たり4,000万かかります。相部屋とかを多くすると1ベッド3,000万です。だから、仮に500床とすると、個室を多くすると200億円、相部屋を多くすると150億円です。でも、今これからの佐渡の人口から見ればそんな大きい病院は要らないと思います。400ベッドもあれば十分で、それも今60床ぐらい慢性疾患用の病棟、国仲地域の人たちのために置いているというのですけれども、そういうものはあの病院にはゼロでいいです。それは両津、相川、佐和田病院に診てもらえばいいことであって、救急的なちゃんとした医療をする一般病棟だけ。でも、この病院をどういう形で作るか知りませんが、佐渡市もかなりの財政出動になると思います。そのときに病院をつくるのであればもう庁舎はできません。本庁舎、新庁舎をつくれれば病院をつくる財力は佐渡市にはありません。市長は、どちらを選ばれますか。

○議長（浜口鶴蔵君） 高野市長。

○市長（高野宏一郎君） そういうふうに余り決めつけないでいただいて、それからどれぐらいの病院をつくるかということ自体がまだはっきり病院サイドから出てきていないものですから、わかりませんが、できるだけ理想的な病院をつくってほしいというふうに言ってあります。どういうふうになるかわかりませんが、財政出動といってもこういうふうな状態の中でどこまで出せるのかということのもまた今一概に言えるわけでもありません。

ただ、話は違いますけれども、この間高久教授が来られて、話の中で村川議員が言われたようなこともありましたけれども、やっぱりお医者さんが自分自身も働くだけで楽しむ場所がない、たまには六本木で飲みたいよと、奥さんはミュージカルを見に行きたいよと、あるいは教育の一定のレベルが欲しいと、それをどう解決するのと、こう言われたので、これははたと参ったのですが、もうすぐ飛行場ができるから、一杯飲みに行って朝早く帰ってきてよと言っておきましたけれども、そういう問題が特に教育の問題、奥さんが嫌だと言われると奥さんこっちへ一緒には住めないという話が後で飲んだときにたくさん出ました。いずれにしても、地域医療計画の中で一つの方向性を出していきたいというふうに考えておりま

すので、よろしくお願いします。

○議長（浜口鶴蔵君） 村川四郎君。

○30番（村川四郎君） 病院の問題は、実は私はきょうはいっぱい用意しました。これは、大竹助役とお話ししたかったのです。助役は、私行きました県の福祉保健部におられまして、真野の国立療養所に関して厚生省の前の健康政策局、今の衛生局と、私自身も知っている人がおるのですけれども、その人たちのあれで、国立病院今売りに出ているのいっぱいあって、それでああいう形でうまく厚生連の病院におさめてくれました。だから、今後佐渡病院をピラミッドの頂上としてどういう形の医療というのをお話ししたかったのです。

それはやめまして、最後になると思いますけれども、約130人の職員がおられます。私は、絶対優秀な方はいっぱいおられると思うのです。多分これだけおられれば課長職に座られる年代に入っている人たちは50人以上おられます。その中からその人たちを適材適所に据えることができれば佐渡市は、県は三つの部で外から人材を採用することが決まりましたけれども、そのときに泉田知事は答弁で県職員の苦手とする分野について3人の人材を採用すると答えていました。苦手とする分野で3人採用したというのですけれども、多分苦手とする分野は人材をうまく使えばないと思うのですけれども、今回の春の人事を行うに関して、市長はこの新陣容を行うために各課長、支所長と面接をしていただきましたと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（浜口鶴蔵君） 高野市長。

○市長（高野宏一郎君） 現在作業を進めようとしているところであります。

○議長（浜口鶴蔵君） 村川四郎君。

○30番（村川四郎君） 本人の希望もあるかと思えますけれども、得手不得手もあると思うのですけれども、かわいそうなポストに置かれている課長もおられるかと思うのですけれども、おれはあっちだったらよくできるのになということ、佐渡市民のためでございますので、ぜひ適材適所、各人の能力をちゃんと判断して人事を行ってほしいと思います。

最後です。支所の個性ということで、市長は支所の地域特性を生かすような形の周辺の地域をつくりたいと言われておりますけれども、支所個性を生かすためには今回の組織図を見ると全く何もいじっていませんね。組織図から消えているぐらいですから、前回と一緒にということで。そうすると、そういう金太郎あめ的な支所であれば、何も地域の特性は生かされない。ぜひ地域の特性を生かすために、例えば新しい組織図に載っていますトキの放鳥推進室なんかは、今は現にすべて新穂で本庁がかかわらずに先日の19日の会なんかも行っているわけですから、新穂に置いていただきたい。そして、今現在あります世界遺産の金銀山室ですけれども、それは本庁ではなくてやはり相川に置いていただきたい。そういうような形で、できれば羽茂の支所には山村留学推進室みたいな形で全国に発信するような形で、それぞれの支所の特性を生かす支所づくりを今回の新しい組織図に取り入れてほしいのですけれども、取り入れていただくことをお願いしまして、最後の質問とさせていただきます。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁は要るのですか。

○30番（村川四郎君） 要ります。

○議長（浜口鶴蔵君） 総務課長。

○総務課長（親松東一君） お答えします。

今回の組織機構の見直しの中で支所の特性が生かされていないということですが、今ほど議員がお話ありましたように、金銀山室相川支所ということですし、それから海洋深層水につきましては畑野支所と。それから、トキにつきましては新穂支所というようなこと。それぞれそのほかの支所につきましても、支所の枠の中で特性のある重点の係に職員の配置をしていただければいいかと、そういうことでお願いしております。

○30番（村川四郎君） 支所長の方々、そういうことだそうですので、頑張ってください。どうもありがとうございました。

○議長（浜口鶴蔵君） 以上で村川四郎君の一般質問は終わりました。

---

○議長（浜口鶴蔵君） 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれで散会します。

午後 4時01分 散会